

平成27年3月13日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（17名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信		

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 大 原 功

3. 会議録署名議員

4 番 那 須 英 二 5 番 三 宮 十五郎

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	佐 藤 勝 義
民生部長兼 福祉事務所長	伊 藤 久 幸	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	服 部 忠 昭	総務部次長兼 税 務 課 長	伊 藤 好 彦
総務部次長兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹	民生部次長兼 十四山支所長	佐 野 隆
民生部次長兼 介護高齢課長	八 木 春 美	民生部次長兼 児 童 課 長	渡 辺 秀 樹
開発部次長兼 土 木 課 長	竹 川 彰	開発部次長兼 下 水 道 課 長	三 輪 眞 士
会計管理者兼 会 計 課 長	服 部 誠	監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 川 保 博
財 政 課 長	石 田 裕 幸	秘書企画課長	山 口 精 宏
防災安全課長	橋 村 正 則	収 納 課 長	山 守 修
市民課長兼 鍋 田 支 所 長	平 野 進	保険年金課長	平 野 宗 治

環境課長	鈴木 浩 二	健康推進課長	花 井 明 弘
福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所 長	佐 野 隆
農政課長	安 井 耕 史	商工観光課長	羽 飼 和 彦
都市計画課長	大 野 勝 貴	学校教育課長	立 松 則 明
生涯学習課長	半 田 安 利	図書館長	奥 田 和 彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊 藤 邦 夫	書 記	浅 野 克 教
書 記	伊 藤 国 幸		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第 1 号	平成27年度弥富市一般会計予算
日程第 3 議案第 2 号	平成27年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第 4 議案第 3 号	平成27年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第 5 議案第 4 号	平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6 議案第 5 号	平成27年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第 7 議案第 6 号	平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第 8 議案第 7 号	平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第 9 議案第 8 号	弥富市行政手続条例の一部改正について
日程第10 議案第 9 号	弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について
日程第11 議案第10号	弥富市職員定数条例の一部改正について
日程第12 議案第11号	弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第12号	弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
日程第14 議案第13号	弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第14号	弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
日程第16 議案第15号	弥富市手数料条例の一部改正について
日程第17 議案第16号	弥富市立保育所条例の一部改正について
日程第18 議案第17号	弥富市保育所における保育に関する条例の廃止について
日程第19 議案第18号	弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

- 日程第20 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第21号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第22号 弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 海部地方教育事務協議会規約の変更について
- 日程第25 議案第24号 市道の認定について
- 日程第26 議案第25号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第27 議案第26号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第27号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第28号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第29号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。なお大原功議員につきましては本日欠席という届けが出ておりますので、よろしくお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、那須英二議員と三宮十五郎議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第1号 平成27年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 平成27年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成27年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成27年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第8号 弥富市行政手続条例の一部改正について

日程第10 議案第9号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第11 議案第10号 弥富市職員定数条例の一部改正について

日程第12 議案第11号 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 弥富市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

日程第14 議案第13号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第15号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 弥富市立保育所条例の一部改正について

日程第18 議案第17号 弥富市保育所における保育に関する条例の廃止について

日程第19 議案第18号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

日程第20 議案第19号 弥富市介護保険条例の一部改正について

日程第21 議案第20号 弥富市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定について

日程第22 議案第21号 弥富市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

日程第23 議案第22号 弥富市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

日程第24 議案第23号 海部地方教育事務協議会規約の変更について

日程第25 議案第24号 市道の認定について

日程第26 議案第25号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

日程第27 議案第26号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第28 議案第27号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第29 議案第28号 平成26年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第30 議案第29号 平成26年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第1号から日程第30、議案第29号まで、以上29件を一括議題とします。

本案29件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず佐藤博議員お願いします。

○15番（佐藤 博君） 議案質疑でありますので、一般会計予算につきましてはたくさん質問をしたいと思いますが、時間の制限がありますので、この場では新庁舎建設事業の公有財産取得費、土地の購入費、物件移転補償費、このものに絞ってきょうは質問をさせていただきます。残りのものについては、これから常任委員会等できちっと質問をしてまいりたいと思います。

まず最初に、この予算に関する点について質問をいたします。1年前の3月定例議会において繰越明許費として予算化されていましたが、1年間の期限内、27年3月までにこの予算執行ができなかったために、また3たび当初予算として計上されたのであります。この予算につきましては、平成25年6月議会において補正予算として提案された当初から不可解な、疑問がある、矛盾した予算でありました。議会審議では個人情報にかかわる問題との理由から補償内容、補償金額、交換条件内容等明らかにすることもなく、一方的に賛成多数で議決をされたのであります。そのために市民から住民監査請求、さらには予算執行停止請求訴訟が起こったのであります。原告住民の努力によって、この1年半の間に市当局の未熟さ、怠慢によって精査・検討すべき内容がなおざりになっていたこともだんだん明らかになってまいりましたので、きょうはそのものを中心として質問をさせていただきます。

まず最初に、服部市長が掲げておられる皆さんからいただいた貴重な税金は1円なりとも無駄遣いはしません、民間企業から学ぶローコスト運営の推進、常に情報を公開し、市民と

の対話を大切に、約束を守る市政の実現等々、全てこの問題については市民との公約に逆行しておると、こういう矛盾点を最初に指摘しておきます。特に議会の皆さん方も、個人情報の関係だといって、今まで明らかにされていなかった問題が多々あるわけでありますので、きょうはしっかりと内容の確認をしていただきたいということから、きのうから皆さん方にきちっとした資料を持って見ていただきたいと思ってやりましたが、きのうは配布しましたものの、きょうは議長が個人情報だと言って回収しちゃった、まさに不愉快きわまりない、まず議長のそういう責任も今後追及をしてまいります。

そこで、平成24年3月、私が隣接地の土地は買収できるのかとただした結果、地主から協力すると言われたというような答弁があったために、議会としては市長の要請によって特別委員会をつくったわけであります。それは隣接地の取得ができるものと確信をしておったからであります。当時、私は議会運営委員長でありましたので、その特別委員会の設置にも取りまとめをしたと記憶しております。特別委員会は、本来、用地の取得まで関与するものではありません。従って、基本設計図作成のための関連予算も議決をされ、弥富市にふさわしい機能的な新庁舎を建設すべく設計業者と庁舎の基本設計を中心に協議をし、新しく建設された先進地、岩倉市等を視察をしたりして、またいろいろな勉強をしたりして、この基本設計図が24年11月に完成をしたわけであります。市当局はこの基本設計図を市民に公表配布したのであります。

矛盾点の第2は、25年3月になって特別委員会が招集され、1人の地主との用地交渉が難航しているという報告を受けたのであります。1坪50万円、借地なら1カ月1坪1,500円との地主の要求について対応を協議したのでありますが、特別委員会は当然この要求は受け入れられなく拒否をしたのであります。25年度の当初予算には、本来からいえばこの予算は当然計上すべきであります。予算が計上されておりました。議会答弁、情報公開資料によると、既に23年度内に土地の鑑定評価額も物件移転補償費、調査積算業務も全て済ませてあったわけであります。内容をよく精査し、特別委員会を設置するまでに用地取得交渉を進めて地主との覚書か確認をきちっとしておくことが一般常識であります。遅くとも基本設計図が完成し、24年11月に基本設計図を市民に公表する前までにその用地取得交渉が終了しておればこのような超高額な要求という事態に至っていないし、このような訴訟事件、監査請求というようなことが起こることではなかったと思います。

しかも、この前、市庁舎の立てかえに反対している人もおるといふ、こういうことを大原議員が言われたが、庁舎立てかえに反対は誰がしてるのでしょうか。私を初め、誰も反対している人はありませんと私は思っております。ただ言えることは、公正な予算執行、公正な事業推進、こういうことを求めているだけであります。そうしたら、要するに鑑定評価額も物件移転補償費も全て把握しておきながら、市当局は、今、私が申し上げましたように、25年

の3月までに何をしていたかと、これが大きな問題なんです。1年半もかけて用地交渉、用地取得の合意が得られなかったということは、いかなる理由があろうとも、どのような弁解をしようとも、市幹部、関係者の怠慢でありまして市長の責任、これは重大であります。はっきりと申し上げておきます。

しかも個人情報で今の公開ができんというんだったら、なぜこの間にしっかりと内容を精査し、あるいは場合によっては疑わしいと思ったならもちろん石田技術コンサルタンツにも問いただすべきでありますし、他の設計士等にもよく聞いて、この積算は正しいかどうか、そういうこともやっておくべきことでありました。また、そういうことができてなかったから、今回、今の鑑定評価とは随分かけ離れた、こういう超高額な要求がされたのであります。というのは、土地の場合には今の産業会館の土地と等面積で交換と、こんなようなこと、この24年11月までになぜそういうことがきちっとできていなかったのか、地主と土地取得条件が合意できていなかった理由、特に市長みずからが直接地主と話し合い、交渉していたかどうか、みんなが理解できるように、ここで説明していただきたいと思っております。これがまず今回なかなか前進をしない最大の原因であります。きちっと説明をしていただきたい。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。佐藤議員の議案質疑につきまして御答弁申し上げます。

まず、前段でございますけれども、少しお断りも含めてお願いをしていくわけでございますが、今回平成27年一般会計予算、新庁舎建設事業費の中で、物件移動補償費、その額は1億526万円、そして土地購入費が1億1,622万2,000円という形の中で一般会計へ私どもとしては新年度の予算として計上させていただきました。これは先ほど議員がおっしゃったように、平成26年度繰越明許費として計上しておりましたけれども、執行できなかったというような状況で、このような形にさせていただきました。

御存じのように、この物件移動補償費並びに土地購入費に関しましては、いわゆる差し止め請求の中で現在名古屋地方裁判所において双方が弁護人を立てて係争中でございます。次回4月の22日、第10回目の口頭弁論が開催される予定になっております。本日、さまざまな形で準備書面から佐藤議員は御質問されるということを伺っておりますけれども、しかしながら、きのう配付されました物件移動補償費の比較表ということは原告の言い分が正しいのか、あるいは被告の言い分が正しいのか、まさにそのことが名古屋地方裁判所において争われているのでございます。このような資料、いわば個人情報、あるいは裁判所で使用されるような資料が、この弥富市の本会議場にあるということ自体、私は不思議に思うわけでございます。そうした形の中において、個人対個人の争いの裁判ならばこれは全く個人情報の中でこういうようなことが情報として流れるということはないわけでございます。しかし、今

回私たちは公と個人というような状況での争いでございますので、一部の準備書面について、この本会議場で協議をするということについては、やはり情報の公開も含めて正しく市民の皆様にも情報を流していくという上においてもこれは理解できるところでございますが、その中において個人情報に次ぐものにおいては、これは現に謹んでいただきたいということでございます。名古屋地方裁判所にお聞きいたしましても、閲覧としては可能であるけれども、それを公布することはできないというふうに言われておるところでございます。そのようなことを、私は議長にこういうような資料については現に慎重に取り扱っていただきたいということをお願いをし、けさ回収をしていただいたということでございますので、議長の判断に敬意を表していきたいと思っております。

ところで、御質問の地主との交渉についてということの御質問でございますが、佐藤議員御承知のように、地主の方は市内の自営業の方でございます。お会いする機会も多く、また各種会合あるいは組合等の総会においていろいろとお会いをするわけであります。そのような状況の中において、基本的な庁舎の考え方、あるいは隣地としてありますいわゆる土地に対する話をさせていただいておりました。そして、また地主さんからもさまざまな御意見を伺いながらこの話し合いを進めてきて今日に至ってきているという状況でございますので、十分地主さんとは私も協議をさせていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 市長がそういうような個人情報だからというんだったら、これこそ市当局はきちっと精査をしていく責任があるということをまず最初に申し上げておきます。いいですか。それから地主さんと話はしてきましたと。具体的に話がまとまるのは例えば条件ですよ。条件が全然話し合われていない。協力してちょうだいよ。はいわかりました。協力というのは幾らでも方法があるんです。前の総務部長、現在の総務部長、当時の担当者は、高ければええわさと言われたとか、今の総務部長は、勘定が合えばいいわさと言われたと。これで条件がまとまったというような考え方をしてるところに問題があるんですよ。いいですか。だから、基本設計図まで出してしまった。そして、それが24年の11月です。そして、25年の3月、当然予算を計上しなきゃいかんときに、今の1坪50万円。だめ、それじゃあ借地なら坪月1,500円、こういうことなんですか。きちっとした交渉をしておったら、こんな25年の3月になって、こんな話が出てこんでしょう。この話が前に出てきておるのなら、当然議会としても、もっと他の考え方があったと思う。その点どうですか、市長。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） それぞれ私どもの市の中においては、つかさつかさという形の中で、責任を持って仕事を進めてくれてるわけでございます。そういうような状況において、一方では私は地主さんとさまざまな形でお会いをし、お話をさせていただいた。具体的な交渉に

つきましては、やはり担当課長、あるいは担当部長というような状況の中で進めさせていただいたと。そういうような状況の中で、私も途中から、副市長はその前から入っておりますけれども、私もそういった形の中で十分向こうの条件等についてお聞きをし、そして協議を重ねて、この件につきましては例えば議会の方にも報告していかなければならないというようなことについては、その都度報告をさせていただいたということでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 特別委員会に地主との交渉の報告があったのは25年3月ですよ。3月に、地主さんからこういうような要求だからどうでしょうかと。それまで、それじゃあ24年度内、要するに24年3月に特別委員会をつくってから、基本設計図を配布するまでに地主との交渉の経過、一遍でも話ありましたか。一遍担当者、きちっとわかるように説明してください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） この庁舎の建築に関しまして、平成22年度、こちらから検討委員会をつくりまして、それで2回検討委員会を開いたというときに、私総務課長して担当しておりました。それで庁舎をどういった形で建築するのかということとか、いろんなことを検討いたしました中で、隣地を取得してこの場所で建築するということについて、意見、話がまとまった中で、私も当時はっきり記憶はございませんが、二回か三回ほど地主のところへ行って、そういった隣地を取得する構想がありますので、用地取得に御協力願えますかというお話をさせていただきました。そのことについて、その経過を議会に報告した記憶についてはございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） だから私が今言ってるのは、24年の3月に、いいですか、3月に特別委員会をつくる前にはそういう経過の報告はあった。23年特別委員会つくってから後、地主との交渉の経過っていうのは一遍も聞いていませんよ。一遍会議録見てください。そして、いきなり25年の3月になってから、地主との交渉が難航しておるとこういうことじゃないですか。いいですか、その点ははっきりとしておきます。

問題は、私が感ずるのに、基本設計図まで配ってしまってから今の地主のところへ確認とのか交渉に行ったというのが25年でしょう。それまでの話は、条件なんて全然私らは聞いてませんよ。そしたら、こういうことになったわけなんです。相手の方は極めてしたたかですよ。私が何回も言っているように。だから、そういうような今の基本設計図まで配ってしまっておったから、鑑定評価を見せたかどうか、鑑定評価の倍以上の坪単価50万円という要求がされたんですよ。ということは、足元を見られておるんですよ。だから、その前にまとめておかなかったということが重大な問題なんですよ。ですから、今のそういうことを申

し上げたところが、市側の弁護士からは、こういう答えが出てきております。基本設計図の公表によって地主の要求が法外になったということはないと言っておるんです。なら、この基本設計図の前から50万円ということだったら、当然議会に諮らないかんでしょ。どうですか、その点。大木副市長。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 50万円というお話は、最初の交渉の過程から半ば冗談だという感じで出た数字であります。それで、まず平成22年にこれは8月でしたかね、最初の検討委員会始まって、から24年の3月に基本構想をまとめていただいたということで、その後、特別委員会を設置していただいて基本構想について協議をいただいたという流れになっていると思います。

そういった中で、引き続きずっと用地については交渉してきたわけでありまして、その中で、やはり今言われたように、高ければいいというようなニュアンスが本人にはありますもんで、話の仮定に出た話でありまして、実際に特別委員会が25年の1月の庁舎の特別委員会、これは用地交渉に行ったときの記録ですが、その前後に今の委員会に報告してると思いますが、その時点で、うちは鑑定に基づいて買わしていただきたいという話をずうっとしておりました。用地については、代替地で等面積という話はできませんので、等価格でことで産業会館の土地ってことを何回も交渉をしておりました。それで、やはり交渉の過程の中で最初借地ならいいという話が確かにありました。そのときに、これも特別委員会で話をしましたけれど、1,500円という話が本人から出たんです。月坪。で、その話については当然飲めんということで、私どもはその場で、こんな話はとても議会にお話できんという話で、お話を本人にさせていただいております。そうしたら、1,000円はどうだという話がありましたけれど、1,000円も1,500円も一緒だということで、とにかくうちが妥当な金額を検討させてもらおうと帰っております。それで、当時、北名古屋市が借りておるという事例がございましたので、そういったのを参考にしながら当時752円という数字について、これなら議会にもお話ができるんじゃないかということで本人に話をしたら、やはりこれも断られました。それだったら我々としてはだめだということで一旦引き上げるということで、もう断念しようとしたんですが、そうしたらすぐに電話入ってきまして、税理士と相談したら、これでいいという話がございました。それで検討委員会と全協に借地752円をお願いできないかというお話をさせていただいて、それで進んでおったわけでありまして、議員の皆様から、借地ではやはり将来いろんな問題が起きるだろうということで、やっぱり買っておいただろうがいいという話があって、借地についてはもうないということで進めさせていただいて、その後、基本設計案、これは24年の11月に出しておりますけれども、それによって価格が上がったというようなことはないと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それじゃあ確認をしておきます。前からそういう25年議会にこういうことを持ち出したのは25年3月です。25年の3月の前にそういうような今の50万円だとか1,500円だったとかいう話があったんですか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 50万円という話は、相当前からありました。ただ、1,500円という話は、その土地の交換条件、交換ではありませんけれども、代替地として取得してほしいということはあるんですが産業会館の土地に等面積でなきゃあいかんという話があって、それは飲めんという話の中から1,500円だったら貸してもいいという話が出たのはずっと後のほうです。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） それじゃあ前から50万円という話はあったけれども、結局きちとようまとめておらなんだということだね。そういうことで確認をしておきます。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 50万円については、その場できっぱりお断りをしています。ただ、まとめていないというのは、いわゆる鑑定評価で買うということについては、おおむね同意はいただいているとは思いますが、そのかわりの土地という話で、我々としてはかわりの土地について、いろんなところを要求されましたので、それぞれ代替地を提供していただけた話が、本人さんがここならといった話があったものですから、1件お願いして返事が来るまで本人さんから代替地を提供いただける方については2週間かそこらかかりましたけれども、相当悩んだ末、協力するという話がございました。それを地主さんは、最初はいいというニュアンスでしたから、この土地で、代替地としてお願いできないかと話をさせていただいたことがあります。ただ、実際その話を持ったら、やっぱりだめだということで、その代替地の話は切れてしまいましたけど。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 結局25年の3月以降ですね、そういういろいろなことの話は。前にあったことはあったかもしれないけれども、ようまとめておらなかったということでしょう、簡単に言うと。私たちが聞いておるのには、25年3月なんですよ。これは基本設計図を配布してしまってからですよ。だから、それに影響ないなら影響ないでいいです。いいけれども、ようまとめなかったという責任は重大なんですよ。いいですか。そのことを間違えていかんと思う。

それから、次に問題は、産業会館の土地と交換ということで決まったわけですが、私たちのところに見せたのは、産業会館の土地の南のほうの図面を書いて、ここと交換ということ

だったんです。等面積だと、そんだけのことは聞きました。ところが、よく考えてはかってみると、等面積で産業会館の土地をはかると、これ非常に問題があるのですよ。だから、どういふうだといって総務課長に原告の人が聞いたら、要するに間口が一緒だと言うんです。間口が一緒だったら後ろのほうに余っちゃう、そういうようなことの解決がきちっとしてないんじゃないですか。だから、産業会館の土地が今の土地の形状等がきちっとしてないと、そういうことを、調査した結果、判明したから、それをただしたところが、弁護人の準備書面には、今回は買収することであって、交換地については産業会館の土地も交換予定地の一つであると、こういう回答なんです。そうすると、産業会館でなくって、ほかのところでもこれから交渉すればかわるというこういうことになるのかどうか、その点きちっと、これは地主さんが聞いたら大問題なんだから、きちっとしてもらいたい。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 産業会館の土地については、何回もお話しておりますように1.28対1ということで、実勢価格より少し安くお渡しするということになりますので、これは地方自治法の237条に規定によって議会の議決をいただいた上でのお渡しということになるかと思います。そういったことから、現段階では、産業会館の一部の土地の売買が成立しているということではございませんので、議会の議決を要する事案であります。あくまでも、将来移転していただくための有力な候補地であることは間違いございませんけれども、万が一議会で議決がいただけないという場合については、別途ほかの移転先を検討していただく必要があるかとは思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そういうことで地主も了解しておるんですか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 地主の方については、そういったことについては了解は、というかお話したことはございません。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ということになると、この土地は候補地の一つだけれども、だめだったらほかへ行ってもらいますよといって、買っておいってから、後からそういうことをやって、地主が納得しますか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 私どもが土地を取得する時期と、現実に議会の議決を経てお渡しする時期というのはほぼ同時期になるかと思います。若干のずれはございますけれども。そういったことで、議会の議決がいただけないという場合については、契約については解除ということになるかと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） これね、大事な問題なんですよ。ということは、今、職員の駐車場だけでも約200台だということを聞いております。そうすると、この桜小学校の北側にある市の土地、あそこで100台未満、産業会館の今交換予定地としておるところが100台以上、これを渡したら、弥富は大変なことになるんですよ。駐車場もない。しかも駐車場は、今度新しい基本設計図だと、新しい駐車場は立体的につくるっていうんだけど、極めて立体的な駐車場というのは使いにくいんですよ。そういうことも考えたら、私は産業会館の土地を交換地で出すということについては、もうはっきりと反対を表明しております、前から。

続いて、物件移転補償費、これについて質問をしていきます。まず最初に、土地の購入費については、交換地で今1対1.28、固定資産の評価額でいくと1対1.4、40%も高い交換地であるということ。このことはきちっとしているんです。こういうようなことについて、時間が迫ってますからちょっと飛ばしますが、市長は議会には報告したかもしれんけれども、その議会っていうのも、個人情報でまともに報告はしとらん。ましてや市民の中には、なぜこんな訴訟が起こったか。例えば、今言った1対1.28だとか、あるいは1億530万という、こういう高額な物件移転補償費を出すから訴訟が起こったというようなことは市民は全然わかってらんですよ。もし、そういうことについてきちっと説明をしておられるとするならば、どこでどのように説明されたかお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 買収価格とか交換条件については、議会の議員の皆様については当然お話をさせていただいておりますが、これは明らかに個人的な個人情報になりますので、市民の皆様に対して、幾らでどうのこうのというお話は一切しておりません。それで市民の皆様いろいろな説明したということについては、例えば建築許可に伴うだとか、事業認定に伴うなどとかの住民説明会、こういったことでさせていただいておりますし、基本設計については、パブリックコメントを募集させていただいたということで、やらさせていただいております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） これは前にも申し上げましたように、市民は何でそんな監査請求だとか訴訟事件が起こったんだと、これは市民の一番聞きたいところなんです。私はそのことを前にも言いましたが、市長は自分の後援会の総会のために、予算も執行しとらんようなものに監査請求出されたって答えようがないというような答弁をしておるんです。まさに侮辱してるんですよ、市民を。何で起こったかという理由がわからずに、訴訟訴訟といえ、これは訴訟した人がいかにも嫌がらせでやっているような感じに聞こえるんですよ。今回訴訟を起こした人たちは、本当に弥富のために、こんなことをやっておったら今後は絶対に用地

買収や何かができんようになるぞということで、正義感を持って郷土愛でやってもらってるんですよ。私は本当に敬意を表してるんです。だから、こういうことが明らかになってきているんです。いいですか。そこで、きのう私は移転補償費の比較表を出しました。市長のところにも渡してありますから、これをどのくらい精査されたか、まず最初に聞きます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この物件移転補償費につきましては、動産、不動産というような状況の中で、おびたしい資料でございます。私といたしましては、厚さ本当に七、八センチぐらいはあるかなというような状況で、私の手元に約10日間、私は精査をさせていただきました。あ、こういう細かいところまで動産ということについてはきちっと評価をしていくのかというような形の中で、ある種驚きというかそういったようなことも感じました。これは競争入札で私どもとしてはお願いした業者という形の中で、客観的な評価として私は信頼に足りるものだという中で、10日間いろんな角度の中から時間を見つけて見させていただきました。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 物件移転補償費、これは大変重要な問題なんです。いいですか。例えば、今回1億530万円だった物件移転補償費が1億526万円に4万円減額になってるの、これなんですか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） この4万円の減額については、海部調剤薬局さん、これが市役所のフェンスに取りつけておった番号札でございまして、こういった場合でも補償しなければならないというのが規定の中にございます。ただし、これが撤去されましたので、自主的に。その分を減額したものでございます。もちろん海部調剤さんとの補償交渉は今までまだ行っておりませんので、今後の交渉について番号札については自主的に移転してもらうという予定でしたが、撤去されましたので減額ということであります。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） これも原告側が調査をして、そんな市役所のフェンスに無断で19の番号札を張っておる、こんなのはおかしいんじゃないかということで、原告側の指摘があったから今の調剤薬局が外したわけでしょう。19枚の番号だけで4万円です。いいですか。それから例えば駐車場の地主さん、それから借地者、ともに休業補償とか、土地選定のために必要な経費ということで10万6,560円ずつがこの補償費の中に入ってとるが、これはどういうものですか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 休業補償例につきましては、被補償者の就労不能に伴う補償であっ

て、移転に当たり、被補償者が耕作地の取り壊しと再築、及び法令上の諸手続等さまざまな仕事を行わざるを得ず、これらに要する時間について経済的価値があるという観点から補償を行うものでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） とするならば、どうせあそこを買収するときには、ちゃんと交換地も決まっておるわけでしょう。決まっておったら、そこへきちっとして、そして移動してもらえばいいんだから、休業補償とかそんな補償が要りますか。全くそういうようなのは、弥富の状況と他のところの状況、一般的な積算の仕方とは全然違っておるんですよ。だから、市長の言われる企業経営から学ぶローコスト運営ということであるならば、弥富の場合にはそういうのが必要かどうか、これは話をすれば要らんだろうと、そういうやつのチェックをすることが私が今言った1年半の精査ですよ。その精査ができておらんから、こんな莫大な金額になってきたんですよ。

細かいところをやっておると時間がありませんから、また次の機会にやりますが、例えばこの建築工事費の中の2点だけ聞いておきます。資力確保費用7万1,450円、これが木造です。鉄筋コンクリート11万540円、こういうのはどういふようだと認識しておられますか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） すみません、今何費用と言われましたか。聞き取れませんでした。これのどこを言ってみえるのか。

○15番（佐藤 博君） なんで、一番上だがね。上の市側の建築工事費、新築工事の場合と、いうところ、木造の場合2,496万7,841円、それに諸経費が18.4%、大変高い。それからその下へ来ると、5段目、6段目そこに資力確保費用、木造の場合には7万1,450円、コンクリートの場合には11万540円、これはどういふ金ですか。

○副市長（大木博雄君） 今、詳細については資料持っておりませんのでお答えできませんけれども、この積算については補償業務の管理士資格を持った方にきちんと積算させていただいておりますので、間違いはないと考えております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 私が今言ったでしょう。補償業務をやっておる人は、みんな一律の計算をしてくるの。いいですか。弥富の場合にはこういうことが必要か必要でないか、そういうようなことがきちっとあるんだから、精査をする必要があるというの。今度聞くから、よう調べといてください。それから、例えばこの一番下のところにあります立ち木、あの庭のカイズカイズキを初めとするそれぞれの木の補償費が637万4,347円、これの積算方法はどいうふうですか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） これについても先ほどと同じでありまして、その補償業務の管理士資格に基づいて一本一本はかって、きちんと積算しておりますので、私もびっくりしましたけど、一本一本サイズもはかって樹木も何であるか、はかってきちんと照らし合わせた上で出ておりますので、正当だと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） そういうことでしょうか。ということは、きちっとチェックしておらんということだ。あのカイツカイブキは、2メートル30の道路に60センチ出てるんですよ。いいですか。2メートル30の道路に60センチ出てるんですよ。これも補償の容積の中に入ってるんです。何でこれは切らせなんだの。だから私が言っているのは、もう今から聞いたって答えられんと思うから、私はこれでこの点については置きますが、こういうような弥富の場合と、ほかのところとは違うんだから、弥富の場合にはどれが正しいか、こういうことはこうやればいいじゃないかと。例えば解体の問題にしたって何にしても、そういうようなことがきちっとチェックをしていけば、大体私たちの計算では2,000万円以上高いんですよ。

だから私は、この前のときにでも25年の6月のこの予算が出たときでも、もっときちっと精査をするために時間をかけたらどうだと言ったけれども、強行採決していった。だからこういう問題になっちゃった。いいですか。間違えんように。その他、いっぱいありますから、また私がただしますから、しっかりと専門家に聞いて勉強しておいてください。

そこで最後に、あま市が今回庁舎の建設を計画しております。これ、大木副市長に渡しておいたかな。これ市街化調整区域です。まず弥富の場合には、一番初めにこの検討委員会で検討していったときに、市街化調整区域、こういう議論が出たということは聞いておるんですが、市街化調整区域はできないということで終始一貫やってきたというように聞いておるわけですが、その点は確認をしたかどうか。

○議長（佐藤高清君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） その弥富市庁舎改築等検討委員会、これは平成22年8月23日が最初、第1回であります。実はこの時点で、平成19年11月30日に都市計画法の改正がございまして、市役所庁舎については調整区域には開発許可の対象ではないということでございましたのでまず第1回において市街化調整区域での建設についてはできない旨を述べさせていただいております。資料としても提供しております。で、実は第2回が12月7日に行われておりまして、その間に海部建設事務所建築住宅課で市街化調整区域での建築について、できないかという相談はさせていただいております。このときに、調整区域での建築については、市街化区域に適切な場所がないというような理由では許可はされませんという話がございまして、それから都市計画法でも、議員からもいただいた資料にありますように、たしか都市計画

法の34条14号だったと思いますが、そこで開発審査会にかけるとなると、市街化区域で行うことが相当不合理な理由があるとか、そういう形、あるいは調整区域での乱開発の懸念がないというような状態のときに、開発審査会にかけられるという話でありまして、で、そのときに、これは9月13日でありましたけど、22年の。調整区域でまあ何とかならんかという話はさせていただいております。これは海部建設事務所建築住宅課でございまして、その後、愛知県の建築指導課にも行きましたけど、やはり同じ答えでありましたので、弥富市においての調整区域での建設については断念しております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 時間がないので、本当はもっとみんなに、議員の皆さん方にも全部知ってもらわなければいかんんですけど、時間がないので、またの機会にしますが、平成18年度のまちづくり三法というのがあります。総務部長、知ってますか。総務部長。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） その法律については掌握してございません。以上です。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） ここに今の開発許可制度の見直しが19年11月30日に行われておるんです。そこで庁舎等の公共施設を開発許可の対象とするということで、ちゃんとここに出ておるんです。そういうような勉強もきちっとせずに、ただ担当者が県へ聞きにいったら、今のきちっとした条件も何も説明せずに、ここでこうやるためにはどうですかというような、そういうような不誠実な公表ではできんのです。だから、あま市でもこういうようなまちづくり三法を活用して、そして今度2万7,000平米の市街化調整区域、これを買収して庁舎つくるんですよ。あるいは飛島村でも、今のまちづくり三法を活用してこれから住宅地域をつくるようにしておるんですよ。市長どうですか。そういう点、検討される用意ありますか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今後のまちづくりにおきましては、今、佐藤議員がおっしゃるように、まちづくり三法の中で適応していくような案件もこれからあるかなというふうに思いますけれども、庁舎の問題につきましては、先ほど来話をしておりますように、私らとしては県に担当者を数回足を運ばせ、いわゆる庁舎といえども、法規制の適用除外にはならないというような形の中で確認をさせていただいております。そういうような形の中で、県の職員といえども、やはりしっかりと勉強をしていただいております。そういうような形の中で、今回は調整区域内において庁舎を建設するということには断念をしていったわけでございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 市長、それは一般論なんです。本当にこのものが重大だというよう

なことでやろうとするなら、市長が直接乗り込んで、何とかならんかというようなことで検討をしてもらうなら、今言ったこういうまちづくり三法や何かもこういう方法はどうか教えてくれるんですよ。私は今までにそういうようなことを何回か経験してきておるんです。そういう努力がされておらずに、ただ職員を派遣して、職員がだめでしたと。ああそうかと、わかりましたと。それではだめです。これは市民を愚弄しておると同時に、議会も愚弄しておるんですよ。間違えてもらってはいかんですよ。議会は、そういう中で、わからずにみんな賛成賛成できたんだ。だから、今回のこの予算については、そういうことを考えて、もう一遍見直しをするかどうかきちつとしたことがなければ、この事業はいつまでたっても進みません。次から次へとこれは訴訟が長引く。だから、私がこの前言ったように、別途のところに今回は新しく今の防災ということが出てきたんだから、今、東北のほうでもかさ上げをするというのはいっぱい行われているんだから、かさ上げをしたところにつくるような検討をしたらどうだと申し上げたけど、それは市長は一蹴、そんな考えはありませんと、今そんなことはやりませんと。だから、それならそれでいいよ。これはいつまでたってもできんよと、sonだけだけ申し上げておきます。だから、予算がたとえ通過したって、この庁舎の建設は当分はできません。そういう、まずみずからの出発点からの謙虚な反省と、そして今のどうしたらいいだろうかという工夫をしなければ、これはできんということを私は申し上げておきます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員の御意見は御意見として真摯に承ってまいります。今、冒頭私も第10回目の口頭弁論がこの4月の22日に行われると。回を重ねてまいりました。そういう状況の中においては、裁判所からも一定の判断をいただけていると思っております。そういうような状況の中において、私どもの主張が認めていただくという前提の中で、これは県が事業認可をおろしていただいて、早急に今回予算として計上させていただきましたさまざまな予算に対して妥結をいただいて、事を前に進めていきたいと思っておりますので、議員各位の御理解とそして御協力もよろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） いいですか。こういうような矛盾点がいっぱいあるような予算を例えば議会が賛成したということになると、今度議会も責任取られるんですよ。私はとてもこれは賛成できませんから。採決のときには反対をさせていただきます。と同時に、これを強引に例えば進めたとしたら、またいろいろの角度から訴訟が起こります。そのことだけは申し上げておきます。ただ訴訟中だから、判決を厳粛に受けとめるとこういうことであつたら、もしこの判決が非としたら、あるいはまたこの庁舎ができなかつたら市長は責任重大ですよ。そのことは覚悟しておられるかどうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 第1審の結果というような状況の中で、今その結果が出てないような状況で私自身が責任をどうのこうのということは申し上げるわけにはまいりません。そういう状況の中におきまして、私どもとしては勝訴というようなことをもちろん願ってるわけでございますけれども、これにつきまして県の事業を許可していただくという形の中で進めていきたいと、仮に敗訴というような状況になった場合においては、今の弁護士とよく相談を申し上げて市の立場ということについてしっかりと考えていきたいと思っています。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） もう時間がないので終わりますが、覚悟だけはしっかりしておいてもらいたい。以上、終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開を11時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行。

私は、議案第1号平成27年度一般会計予算の中から3点ほど質問させていただきます。

まず第1点目ですが、固定資産税の今年度の見積もり根拠について質問いたします。

本市における市税の約56%を占めております基幹税であります固定資産税ですが、今年度は3年に1度の評価がえということで、前年対比1.8%減、金額にして7,600万円減の当初予算計上がなされております。

3年前、平成24年度の評価がえのときは、市長の施政方針演説の中にもありましたが、3年に1度の評価がえの影響で固定資産税が大きく落ち込み、前年対比6.3%減、予算額として2億6,000万円の減を見込んでおりますと述べております。実際、予算書を見てみましても、前年度当初予算が41億4,400万の予算に対して、当初予算38億8,400万が計上されておりました、6.3%減の予算となっておりました。

このように、3年前と今年度と比べると固定資産税の減額に大きな乖離があるわけですが、その点を踏まえて、今年度の固定資産税の予算見積もり、根拠について説明を求めます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 固定資産税の予算見積もりの3年前と今回の違いということで、これにつきましてお答えさせていただきます。

大きな要因といたしましては、平成24年度では家屋の税額が大きく減額となったこととございます。家屋の評価額を計算する場合、損耗の状況による減点補正率、これは経過年数に応ずる減点補正率でございますが、それと再建築費評点数を乗じて計算がされます。在来分の再建築費評点数を算出する場合、再建築費評点補正率を乗じて計算をいたしますが、この補正率が平成24年度の評価がえでは木造家屋が0.99、つまり1%減、非木造家屋が0.96、つまり4%減でございました。今回、平成27年度の評価がえでは、木造家屋が1.06、つまり6%の増、非木造家屋が1.05、つまり5%の増となっております。

予算額につきましては、当初予算での家屋分の比較でございますが、平成24年度では前年度よりマイナス2億100万円で、今回はマイナス4,700万円で計上となっております。

そういった関係で、固定資産税の見積もりが3年前と今回では違うという形でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） わかりました。

これは国からの指導ということになっておると。固定資産というものは地方税であります。が、国からの指導でなったということでございますね。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 先ほど申し上げました再建築費評点補正率につきましては、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の東京都特別区の区域における物価水準により算定した工事原価に相当する費用の前基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の当該費用に対する割合を基礎として算定されておりました。具体的に今回の評価がえでは、平成22年7月現在と平成25年7月現在で東京都特別区の区域における物価水準により算定した工事原価に相当する費用の割合を比較したものとなっております。これにつきましては国から通知が来ておるというものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） わかりました。次、2点目の質問に移ります。

2点目は、歳入確保の取り組みについてであります。

平成24年度に策定されました中期財政計画のときに歳入への取り組みということが上げられまして、未利用地の有効活用、そして未収金の回収、有料広告事業が上げられておりました。

未収金の回収につきましては、24年度からコンビニ納付が始まって、軽自動車税、国民健康保険税の収納率が向上しております。そして、26年度からは市民税、固定資産税もコンビニ納付ができるようになり、収納率は現年課税分においては99%と非常に高い収納率となっております。滞納課税分の収納にやや課題は残しておるものの、滞納課税分を含めた収納

率におきましても95.5%と、かなり向上してきたわけであります。

また、未利用地の有効利用につきましては、24年度1,230万円、26年度は現在までに1,626万円の売却が行われております。また、貸付地として資材置き場、駐車場、最近では太陽光発電地として貸付地の利用が進んでおります。

有料広告事業の取り組みも進んでおるわけですが、私としては、まだまだこの有料広告事業については取り組む余地があるのではないかと考えております。

そこで伺いますが、前年度におけます有料広告事業について、事業名とその効果額、どれぐらいの効果が上がっているか、それをまず御説明ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今、前年度とおっしゃられましたけど……。

○7番（平野広行君） 24年からでいいです。

○総務部長（佐藤勝義君） 24年からということによろしゅうございますね。

有料広告事業におきましては、まず市のホームページにバナー広告というのを掲載しております。これにつきましては、平成20年の4月から実施しておるところでございますが、まず平成24年度は39万円。これは8枠、枠を設けておりました。平成25年度は58万円。これにつきましては12枠設けておりました。平成26年度につきましては40万5,000円ということで、これは枠は12枠設けておりますが、現在9枠埋まっているという状況でございます。

これの平成27年度の予算額につきましては、1枠5万円で枠を12枠設けておりますので、5万円掛ける12で、一応全部埋まるものと想定した60万円を計上しているところでございます。

次に、広告取り扱い業者による庁舎内壁面広告というのを掲出しております。玄関の風除室につけておりますマップ、それから1階のロビーに3カ所、広告の枠がつけてございますが、それについて平成24年度は12万6,000円、25年度はこれも12万6,000円、平成26年度は12万9,600円ということで、この12万6,000円と12万9,600円の差額は消費税の増額によるものでございます。

続きまして、障がい者福祉タクシー利用券に2枠広告を掲載したということで、これにつきましては平成25年度の歳入といたしまして4万円、それから26年度の歳入といたしまして4万円ということでございます。27年度予算につきましては、とりあえず項目起こしということで1,000円を計上させていただいております。

次に、高齢者等福祉タクシー利用券に1枠広告を掲載したということでございますが、これにつきましては障がい者と同じように、一応枠は2枠あるわけでございますが、とりあえず申し込みが1枠であったということでございます。25年度においてはちょっと1つも申し込みがなく、ゼロ円ということになりましたが、26年度においては2枠の枠の中で1枠申し

込みがあったということで2万円という歳入でございます。27年度の予算額におきましては、項目起こしということで1,000円を掲げております。

それと、窓口用封筒を、無償提供者による広告掲載の封筒に切りかえて使用しているということで、これにつきましては市民課、税務課などの窓口で発行される証明書等を入れて、市民の方が持ち帰っていただくための封筒でございますが、これの封筒の広告主を募集して、現物の封筒を納付していただいておりますということで、これにつきましては歳入予算にも歳出予算にも計上されておきませんが、平成22年8月に導入したときに、それまで市としてどれくらい封筒に対して支出をしておったというのを分析しましたところ、約10万円という調査結果でございましたので、平成24年度、25年度、26年度それぞれ10万円ずつ効果が上がったという捉え方をしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 27年度予算におきましても、大体同じような計上をされておるということでございまして、まだまだ私はあると思うんですが、今後どのように新しい取り組みを考えてみえるか、その点について伺います。これ以外ですね。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） この有料広告事業というのは、いろんな先進地におきましてもいろんなものを広告媒体として考えてみえるわけでございますが、とりあえず総務部の所管では、今のところ調査研究はしておりますが、例えばすぐ何かをやるということは総務部の所管としては現在考えておらないところでございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 現段階の取り組みにつきましては、今、総務部長から申したとおりでございます。ただし、指定ごみ袋に対しての有料広告についてということが1つ、海部地区の中で声が上がっている部分がございます。

現在、ごみ袋の作成につきましては、規格を統一しておりまして、大量に発注することで製造単価を抑えることができるため、海部地区環境事務組合構成市町村による共同発注によって行っております。今後、組合構成市町村がごみ袋の規格等の検討を行っている、ごみ専用袋に関する事務打ち合わせの会というのがございます。そういった会の場で論議していきたいと思っております。

ちなみに、県下で実施している市は、碧南市、犬山市、半田市を把握しております。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ほかはないですね。

今、私がこれから御提案しようと思っていたことを民生部のほうから言われましたので、言っておきます。

市のごみ袋は、他の自治体でも大変取り組んでおるところはあるわけです、今言われたように。ですから、本市におきましても環境事務組合を通じまして、こういった有料広告事業を始めていただきたいなあと考えておりました。同じことを考えてみえませんでしたので、どうもありがとうございます。

あとほかに、公用車は何台あるか、私もちょっと勉強不足で何台かわかりませんが、公用車への有料広告ということで、マグネットプレート型の有料広告の広告主を募集して張りつけるというようなこともどうかなあと思います。

この間も私のうちのほうへ公用車が見えましたが、軽四ですけど、何も名前が書いていない。あれ、これは公用車かなあと思ったら、公用車ですと言われるもので、ちょっと名前をマグネットなりでもつけてやれば、有料広告事業になるんじゃないかなあと思ひまして、1つそれも提案させていただきます。

それから、広報やとみ、あるいは議会だより、こういったところへの有料広告事業もどうかなあと思います。これは、この間議会で視察研修に行ったときの和光市ですが、和光だよりというのをいただいてきました。その中に枠があるんですね、下に。こういった事業も始めてみえますので、こういった取り組みもお願いできないかなあと思っております。

それから、きんちゃんバス、ちょっとほかの事業にというか、母体は一緒なんですけど、きんちゃんバスは活性化協議会がやっておりますのであれですけど、きんちゃんバスのバス停なんかへの掲示、そういったことも考えてもらったらどうかなあと思います。

ネーミングライツなんかについては、ちょっとやり過ぎなところがあるかもわかりませんので、皆さん御存じですけど、一応提案だけはさせていただきます。

では、そんなところで次の3点目に入ります。

3点目は土木予算について伺います。土木予算についてはリーマンショック、それから民主党政権になったということで、コンクリートから人への考えから、どの自治体におきましても土木費が減少しております。本市におきましても同じであります。

このような状況の中、本市におきましては幸い鍋田埠頭第3バースの供用が始まりまして、物流量も随分ふえてきたわけでありましたが、それに伴いまして、きのうの一般質問でも言いましたが、道路整備、道路の損傷。大分、損傷が目立つようになっておりまして、道路整備をお願いしたいということで一般質問でも言いました。

それで、土木費の予算の変化といいますか、その辺をちょっと教えていただきたいと思いますのですが、過去5年ぐらい、平成22年度から26年度ぐらいまで、土木費がどのように当初予算で変化しているか、この辺をお聞きします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは答弁させていただきます。

平成22年度から27年度までの分に対して、土木費の割合という形で報告させていただきます。

平成22年度につきましては、土木費13億1,953万2,000円、割合は8.9%でございます。平成23年度については12億7,401万2,000円、8.5%でございます。平成24年度、11億3,230万5,000円、割合は7.5%でございます。続きまして平成25年度、9億4,121万6,000円、割合が7.0%でございます。平成26年度につきましては8億9,072万3,000円、6.1%でございます。平成27年度におきましては9億8,130万6,000円、6.8%でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今年度は6.8%ということで、前年度より少しふえているということでございますが、近隣の市町との土木予算の比較は大体どんなもんだと思ってみえますか。弥富市の、今のを平均しますと弥富市は大体5年間で7.6%の土木予算になっているわけですが、近隣市町は大体同じとお思いでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 申しわけございません。資料を持っておりませんし、確認をとっておりませんので、また後ほど御報告させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私のほうでちょっと調べさせていただきましたけど、平均しますと弥富市は7.6%です。愛西市、大治町、これが全く同じ7.6%。一番少ないのが津島市で4.1%ということで、土木予算というものは、やはりどこの市町でも少ないなあと思っております。

しかしながら、先ほども言いましたように、南部地区、あるいは市道でも平島地区にも及びます十四山地区でもそうですが、大型車両といったものがどんどんふえてきておりまして、道路の損傷が激しいので、もう少し見てもらえないかなあと思っております。

次に土木費の中で、道路の修理、それから改修に対する予算割合、土木費の中でどれぐらい道路関係に使っているか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、道路の修理、維持費の金額と割合、各年度の予算科目でございますが、8款の土木費、2項の道路橋梁費、2目道路維持費の予算額によりまして答弁をさせていただきます。

平成22年度におきましては、道路修理といたしまして5,919万4,000円、4.5%でございます。平成23年度におきましては6,007万4,000円、4.7%でございます。平成24年度におきましては6,262万4,000円、5.5%でございます。平成25年度につきましては6,317万4,000円、6.7%でございます。平成26年度におきましては6,377万4,000円、7.2%でございます。平成27年度におきましては6,549万4,000円、6.7%でございます。

続きまして、道路の改修費の金額と割合でございますが、これにつきましては予算科目の8 款の土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費の予算額について答弁をさせていただきます。

平成22年度につきましては3 億124万9,000円、22.8%でございます。平成23年度におきましては2 億8,139万9,000円、22.1%でございます。平成24年度におきましては3 億218万9,000円、26.7%でございます。平成25年度におきましては3 億3,888万9,000円、36%でございます。平成26年度につきましては2 億3,308万9,000円、26.2%でございます。平成27年度につきましては1 億5,596万円、15.9%でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7 番（平野広行君） 今お聞きしましたが、道路の修理に関して、これは大概同じぐらいで来ております。表面修理といいますか、簡単な修理ですね。ただ、道路の改修費につきましては、大分、年度を追うごとに下がってきております。

そこで、本年度27年度予算におきまして、今お話しありましたが、土木予算の中での道路の改修費が15.9%ということで、かなり下がってきております。ことし下がったような理由というか、積算根拠といいますか、その辺のお考えを伺います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 前年度に対して、今回15.9%ということでございますが、これにつきましては道路舗装とか側溝とか、交通安全施設の整備事業、道路の区画線等の内容がございしますが、事業の精査に基づきまして、優先的なことを含め、なおかつここには載ってはいませんが、全体的な予算で河川工事として鯛浦川等の予算も計上させていただきますので減額させていただいたという状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7 番（平野広行君） わかりました。

何度も言いますが、道路等かなり損傷が激しくなってきております。どうか道路維持の予算も考えていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○5 番（三宮十五郎君） それでは、通告に基づきまして、市長の施政方針及び新年度予算についてを中心にお尋ねをいたします。

まず、非常に高齢化が進むとか、そういう中で、何をやるにしても予算、財政ということ是非常に大きな問題になってきておりますが、今回、市長の施政方針の中でもそうでございますし、それからきのう、おとといの一般質問の中でも地方創生がこういう事態を打開する鍵になるのではというような議論が行われましたが、本当にこんな深刻な事態になっておる背景について、やはり市長も議会の皆さんも御理解いただきたいということで、なぜこんな

深刻な財政状態になっておるかという背景について申し上げて、市長の御見解をまず最初に伺いたいと思います。

実は、2013年の3月から2014年の9月まで、18カ月の間に財務省の法人企業統計によりますと、大企業の内部留保は265兆4,000億円から18カ月間で21兆円もふえています。恐ろしいぐらいの勢いで大企業や大資産家がその資産をふやしておりますが、この背景には、要するに、今、日本国民がつくり出しました富、付加価値が、本当に最近、急速に大企業に配分される仕組みになっております。安定期の1980年代の年間平均では、当時つくり出した富の11.9%、6兆円が大企業の純利益として配分をされておりました。人件費は29兆円、57%でありました。98年度の不況時期には、それでも大企業の利益は9兆円、11.2%。労働者の人件費につきましては53兆円で64%でございました。13年度は、一応大企業にとっては好況期と言われておりますが、この時期に何と23兆円の純利益、企業がつくり出した富全体の25.4%、一気に2倍以上、純利益が上がる仕組みがつくられております。人件費は50兆円で、富をつくり出した全体の、働く人たちに配分された割合は55%と。

それで問題は、そういう利益をつくり出す背景であります。これは、麻生副総理はいろいろ問題発言もされますが、結構思っていることを正直にお話をされる方で、最近のこういう大企業が利益として取り上げ、そしてまたそれをほとんど内部留保にため込んで、財テクに回すやり方に対して、守銭奴だと。こんなことをやっておったら、本当に今の国そのものがもたなくなるということで、少なくとも以前の日本の大企業なんかがやっていた、実際に国内で物をつくって、そして働く人たちや中小企業にもきちんと配分しながらということに比べると、全く違う仕組みが今つくられていることに対する、こんなことをしておったら本当に国が滅びるという危機感の中から出てきたことだと思いますが、どこが変わっておるかと言いますと、2008年の3月から2013年3月までの6年間の通算で、税引き前の純利益より受取配当金のほうが多いとか、ほとんど純利益に相当するような状態が日本の巨大企業の中では当たり前のようにつくり出されてきておりますよね。

トヨタ自動車は、税引き前純利益は2兆5,183億ですが、受取配当が2兆3,246億円。日産自動車に至りましては、税引き前の純利益は6,214億ですが、受取配当金は1兆428億ですね。税引き前純利益の1.7倍近くが受取配当と。

こうやってつくり出された、要するにお互いに株を持ち合って配当として受け取る、企業同士がね。海外で子会社を買収して、あるいは子会社をつくって、そこで利益を上げて、受取配当だと。こういうものにほとんど税金がかからない仕組みがつくられておって、どんどん大企業が法人税を納める割合が減っている。

前にも申し上げましたが、連結法人に至っては、法人所得税が、これは2012年度の実績で国会に国税庁から出された資料で計算したのですが、税率が25%台と30%台で、途中で決

算期の関係で多少差がありますが、それでも連結法人は13.3%しか法人所得税を国に払っていないと。

こういう状態が、税収が大幅に落ち込む、そしてまた非正規雇用やそういうことで働く人たちの収入も減り続ける。とにかく19カ月連続で実質賃金が減っているということは最近新聞でも報道されたとおりであります。中小企業は元気がない、働く人たちはそういう状態、年金はどんどん下がっていくという状態で、国内市場はどんどん寂れていく。結局、海外へ出て行って、ますますもうけ、そのためにこの内部留保は使えないというのが大企業の主張なんです。

こんなばかなことを続けていたら、少々の地方創生で工夫をしたぐらいで何とかなる状態じゃなくて、消費税で皆さんが払った分をほとんどそっくりみたいな格好で減税がされていくとか、あるいはトヨタ自動車だとか、そういう大手の輸出大企業に対しては、消費税も1兆数千億というような形で、免税じゃなくて、ゼロ税率じゃないですね。還付金が発生するというような仕組みがずうっと毎年続けられておりますよね。受取配当で税金をほとんど払わなくてもいいとか、それから損金は長期にわたって損金でやれるとか。それから、力のある企業を買収すると、そこが赤字だったら、通算で税金を払わなくてもよくなるとか、そういう仕組みが本当に大資産家にどんどん利用される。とにかく2014年度には、世界の富の48%が1%の人たちによって支配されている。あと2年もすれば50%を超えるというような、こういう社会的格差を解消していくと。ここを抜きにして先進国の発展はないということを何か覆い隠して、地方が頑張っておらんからこういうことが起こっておるんだと。そうではない。こんな形でどんどん富が大企業に集積され、中央に集積されていけば、地方は寂れるに決まっていますよね。

やっぱりこういう問題を土台から直す。働いた人たちがきちんと暮らせる、賃金が保障されていくとか。あるいは農家の皆さんが、実際、きのうも本当に深刻な話が何人もの方から出されましたが、やっぱり農業で暮らしが成り立っていく仕組み、あるいは地方で生活が成り立っていく仕組みというのは、こういうむちゃくちゃな富の大企業や中央への集中をきちんと政府がコントロールしていくこと、あるいは行政がコントロールしていくことこそが、実は今世界中で共同でやりましょうということで、サミットでも大問題になっておるんですが、安倍総理はそこへ行っても、いつも、企業が世界で一番活躍しやすい国にしていくことを言って、今の企業、大資産家、その組織の人たちの要望を入れて、どんどん税金をまけてやる仕組みをつくる。

今だと、例えば技術開発やそういうもので、トヨタ自動車だとか大手は利益全体の最高20%まで法人税をまけてもらう仕組みがありますよね。これを今度から30%に変えるとか、こういうことをやっています。

やはりこういう格差社会を改めていくという政治の役割を抜きにして、私は本当に地方創生はできないと思いますが、こういう問題について市長はどのように把握しているでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

今、消費税の増税ということが昨年の4月から始まりまして、昨年の消費ということを考えてみた場合に、3期連続のマイナスという状況で、大変厳しい状況があるわけでございます。いかに生活者が節約ということに対して並々ならぬ努力をしてみえるかということにもあるわけでございます。この背景としては、先ほど三宮議員がおっしゃるように、いわゆるお勤めをしていただいている人たちの賃金が上がらないという、循環がなかなか厳しいということでございます。

そうした形の中で、先ほど安倍総理の基本的な考え方もお述べになりましたけれども、いわゆるこの春闘等において、企業としては大変成績のいい企業、いろいろとあるわけでございますけれども、そういったことは、いわゆる賃金、ベースアップ、春闘の中で、しっかりとお考えいただきたいということにつきましては私も同感でございます。経済の好循環というのは、やはり個人の所得がふえていかないと、消費にも回らないことは、もう明々白々でございます。

しかしながら、一方では企業というのはいわゆるゴーイングコンサーンといえますか、いわゆる持続という形に対して、社会的な責任もあるわけでございます。また、企業も一方ならぬ努力もしてみえると思います。いかにグローバルな闘いの中で生き残っていくかということにつきましては、本当に技術開発であるとか、ソフトウェアの開発であるとか、そういったことに対して成功してみえるところにつきましては、やはり大きな利潤というか、利益も上げられてみえるという形の中で、これも生き残りのための企業の努力だろうと思っております。

いずれにいたしましても、経済の好循環が続いていく上においては、やはりこの春闘等においては、特に大企業を中心としてベースアップ、そして一時金の拡大、こういったことも私どもといたしましてもお願いをしていきたいというところでございます。

そして、また政治的な問題といたしましては、さまざまな課題が日本を取り巻く環境にもあるわけでございますが、この間、いい機会で大島静雄先生と約30分から40分、膝を合わせてお話をする機会があったわけでございますけれども、集団的自衛権行使の容認という問題に対して非常に危惧をしてみえました。世界に対して、自衛隊の役割であるとか、日本の役割ということに対して考えるのもいいけれど、もっと身近な近隣諸国とのおつき合いを大事にしていかなきゃいかんわなあとか、あるいはもっと身近な生活に対してしっかりと国とし

ても施策を施していかなきゃいかんわなあという形の中で、意見が合うところもたくさんありました。久しぶりに大島静雄先生のすばらしいお話というか、いろんな話をお聞きしておったわけでございます。

そうした形の中で、最初に戻りますけれども、やはり経済の好循環をしていくということがこれからの日本にとっても大変重要なわけでございますので、GDPの60%を占める消費という問題につきましては、これは所得が伸びないとできないというのはもう明々白々でございますので、ぜひそのような形にしていきたいということと、従業員の構成が、やはり議員がおっしゃるように正規雇用と非正規雇用のバランスがやはり崩れているというところにも絶対額の消費という形に回らないということにもあると思います。そうした形の中で、正規雇用の拡大というようなことについても、企業としては努力をしていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、市長がおっしゃられましたが、本当に私たちも日本の大企業がそれなりに利益も上げて積極的な役割を果たしていただくということについては、否定をするものではございません。そして、経営者の組織そのものが、やっぱりその企業が社会に大きい責任を持つておるということを言われているんですが、要するに、かつて日本が安定的に成長した時期というのは、そういうことが曲がりなりにもコントロールされて、こんなむちゃくちゃな、10%か11%ぐらいがそういう大企業の利益に、みんながつくり出した富が回るという状態を、不況のときには徹底して下請単価をたたいて利益は全然下げないということをしてきて、そしてこういう好況になってきたときに、開発の資金として大規模な減税を、利益全体の3割まで、今は2割ですよ、認めよということで。トヨタ自動車なんか、一千何百億というような、既にその開発関係の補助金という格好で受け取っております。そして、輸出をすることで、お医者さんなんかもゼロ税率で消費税はかかりませんが、そういう輸出企業は、ゼロ税率じゃなくて還付金が発生する。したがって、豊田税務署なんかは、トヨタ自動車に消費税を還付するために、よその税務署から消費税を1,300億円ほどもらってトヨタ自動車に返すというようなことをやって、20ぐらいの大企業だけで、年間1兆何千億円の税金の還付を受けておるというようなことが、本当に生活保護を受けておるような人でも8%の消費税を払うというふうに消えていくような仕組みというんですか。税金はどんどん払わない仕組みをつくってやるようなやり方で、本当に今市長がおっしゃられた国内消費が成り立つはずがありませんし、確かにいろんな努力をされて、工夫をされて、本当にそれぞれの地域で住民が助け合って生活していく、いい地域をつくっていくという努力は私たちも当然それはしていかなきゃならん問題だと思いますが、今の本当に深刻な行き詰まった状態を、そのことによって国民の目から隠しちゃって、あなたたちが悪いんだと。まるで地方が

努力しておらんからいかんとか、国民がまともに努力しておらんからいかんというようなやり方で問題をすりかえるような形で地方創生を使うことは許されないことだと思いますので、ぜひそういう土台からきちんと直していただくということを、いろんな場所でそれなりの積極的な役割を果たしていただきたいと思います。

そして、市長から、やっぱり日本が戦争に向かうんじゃないかということについて、本当にそういうふうには大島先生とも話をしたら、思うというんですが、私もお尋ねしたかったんですが、そういうことで先ほどの平野議員の質問に対する答弁の中でも、原発については今の状況のもとで再稼働なんていうのは、本当になくしていく方向に力を尽くしていかなくちゃいかんのではないかというような御発言をされましたが、本当に今の格好で、中日新聞なんかでも社説やいろんなところでほとんど連日のように、事があれば武力で解決していくというような方向に、去年の6月に市長が私の質問に対して御答弁いただきましたように、やっぱり憲法9条があったらこそ、今、日本が世界からも一定の信頼も勝ち取り、そして長期にわたって戦争せずに来られた今日があるのは9条があったからと、ここはやっぱりきちっともう1回見直す。そして、国民の意思に沿った方向でということをおっしゃっていただきましたが、本当にそれに基づく、要するに去年の閣議決定に基づく法整備を一気に起こしていくというようなことが今国会で準備されていますよね。

ぜひこれは、日本中の国民全体は、そのことはやっぱり考え直してほしいという意向が非常に大きいわけですから、とりわけそういう格好になっていくと、例えばこの辺も航空宇宙産業特区などということでは言われておりますが、実際にどんどん飛島の三菱重工はミサイルをつくっていますし、川崎重工もここでは兵器はつくっていませんが、今大手の企業は兵器をつくっておって、そこでまた利益を上げていくということに邁進する。また、国は国でそういう武器を売り出す組織を防衛省の中につくっていくというようなことが、余りにもこの憲法9条や戦後70年になろうとしておりますが、この間の歴代の自民党政権がやってきたこととも違う方向に行くんじゃないかという心配をしておりますので、この点では、ぜひ、今、国連でこの初夏に核兵器廃絶の何年かに1度の会議が開かれることにもなっておりますが、そういうことも含めて、日本が隣国と本当に力を合わせて安心して暮らせる国にしていこうための、地方自治体の長として積極的な役割を果たしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今国会におきまして、集団的自衛権のいろんな法案を提出して、それを可決していかなくちゃならないという形で自公政権につきましてはいろいろと協議をされているのは皆さん御承知のとおりでございます。

そうした形の中において、私は、これはあくまでも、やはりしっかりと国民にその説明責

任があると思っております。そういった形の中で、先ほど三宮議員もおっしゃったように、今も基本的には昨年私が申しあげましたことと変わっておるわけではございません。憲法9条というのがあればこそ平和が持続できているということと同時に、13条の解釈改憲というようなものがあるわけでございます。平和を願うという形についてあるわけでございますけれども、そういった形の中で、この集団的自衛権というのは国民にしっかりと説明をして、それをどうしていくんだということに対しては、私もこれから注視していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、さまざまなことで日本を取り巻く環境というものはあるんでしょうけれども、そういった形の中じゃなくて、武力外交じゃなくて平和外交という形の中で、近隣諸国とうまくいけんかなあということは国民の多くの人が願っておるところだと思っているんですね。そして、また本当に遠くまで行って、そういった武力行使をするということが本当に日本を維持するとか、そのままの平和ということに対して、先回もI Sという形の中でさまざまな事件も起きたわけでございますけれども、本当にそれが正しいのかということは、やはり国民の声を聞いていかなきゃならないということは全く同感でございます。

いずれにいたしましても、そういった日本としての政治外交ということが強く求められると思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員の質問の途中ですけれども、ここで休憩をとりたいと思います。

暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 先ほど市長の御答弁の中で、本当に地方や国民が安心できる方向は、そういう人たちがちゃんと暮らしが成り立っていく方向でなければという趣旨の御発言もありましたが、特に愛知県は東京都と並んで財政力指数が1番か2番かという状態をずうっと続けてきておりますが、ただ東京都はかなりというか、あれがあるんですが、愛知県の場合は交付団体になったり、不交付団体になったりというような状態で、1に近いようなところでございますので、結局そこから大規模な企業減税だとかをやることは、結局それは結果として県民の暮らしを守る施策を是認していくとか、そういうことですから、65歳以上人

口の中に占める特別養護老人ホームのベッド数は、全国で最低。教育費については全体では最低じゃないんですが、私学助成はちょっとよそより手厚いと思われますので。ただ、義務教育費の県民1人当たりの支出でいっても全国最低なんですよ。暮らしの応援ということと言うと、県がかなり大規模な企業減税を進めてきていること、加えて一体的に県下の市町にも同調するようということをお願いされてまいりましたが、そういう状況に愛知県の高齢者対策にしても、それから学校教育等にしても置かれているということもよく御考慮いただきまして、今アベノミクスのエンジンの中心に愛知県政がなっていると言われておりますが、そういう状態もひとつ改善していただくことを要望して、次の質問に移らせていただきます。

防災の問題で、ここ2日間の一般質問の中でいろんな方が触れられましたが、特に重複しないようにしたいと思いますので、私も伊勢湾台風は隣の愛西市、当時の佐屋町の佐屋駅のそばで経験させていただいて、ずうっと期間中、仕事がなくなっても労働組合の青年部にいた関係もありまして、救援活動なんかに参加をさせていただいたんですが、ただあのときと比べて、その後の地盤沈下が進んでいる状態ですね。

例えば、国道1号線は当時、防災道路として使えるようにということで、かさ上げをしてやったということは皆さんも御承知のとおりだと思いますが、今、近鉄の弥富駅の、全く1号線に直角に出た、距離的に言うともうそういうところに建設省がつくった海拔1メートルですという表示が出ていますね。ちょうど歩道から1メートル50センチあります。防災道路として使えるようにということでかさ上げをしたわけではありますが、満潮時の潮位は夏場で平均潮位が1メートル20でありますから、海拔1メートルが路面から150センチということは、もうほとんどそこまで満潮時には水没するということですから、当時の伊勢湾台風の状況をわかっておる人から見ても、相当深刻な問題だと思いますし、福祉センターも、つくったときに、要するにグラウンドというか、底地はゼロメートルという設定をしてありますが、満潮時はさらにそこから1メートル20センチほど浸水することになりますので、そこへ今回の、阪神大震災のときには余りなかったことですが、やっぱり海溝型の大きな地震で長時間揺れるということで、液状化が発生したり、地盤沈下が発生する。特に東北のほうで強く揺れたところでは、1メートルぐらいの沈下が地震と同時に起きているということを考えますと、この間、名古屋港のこの地域の津波対策として防潮堤をかさ上げをしましたが、中日新聞の夕刊でも報道されておりましたが、そういう巨大地震のときには3メートル沈下をして、なおかつ一応想定される津波には対応できるということですので、そういう構造物が沈下をする。

あるいは、私も前に名阪のインターなんかを利用したらどうだということを申し上げたこともありますが、今名阪のインターのちょうど路面で、以前に弥富市が発表した地図で見ますと2メートル60ですよ。そういうことから考えると、決してそんなに高いところではな

いわけでありまして、本当に三重県なんかはインターをかなり利用する、周辺を利用するというようなこともあったり、それから国の指定を受けなかったところでも県が独自の補助金をして、インターを活用できるような取り組みもされているようでございますが、そういうことから考えますと、本当に実際に自分の身の回り、市民の皆さんの身の回りで、深夜だったり、あるいは地震の場合は全く発生しないとわからんわけですからね。台風なんかだと、ある程度、本当にそういう伊勢湾台風規模のものが来るということになると、今は前もって予想がついて、避難も呼びかけることができますが、それを考えますと、実際に活用できる建物なり、あるいは幾らか高い土地というんですか、どこにどれだけあるか、そして自分たちがどこに逃げていくかということを考えないと、本当に大変なことになるということ、今、県のシミュレーションを見ましても、相当やってもかなり避難できない人が考えられるとなっておりますし。

そういうことを考えますと、今、弥富にとって一番深刻な問題の一つは国道1号の尾張大橋ですよね。今、そこまではずうっと南側からは整備が進んで、尾張大橋のところには大きい土のうとか、そういうやつを何かあったらと。要するに国道1号は、堤防は7メートル50の高さで整備されてきていますが、国道1号の路面は5メートルしかない。そこからまた桁下が70センチぐらい下がりますので、もともとこれは、この地域の防災計画の中でも県の計画の中でも重要度Aで、要するに川の容積が阻害されておると、予定しておるものからね。それに加えて、結局、国1があることで、両側、JRの間までに、ちょこっと中は整備されたところがありますが、かなりの部分があいていますよね。今は土のうや何かが置いてあるんですが、ただその堤防も暫定堤防で、高さも足りない、幅も足りないということでございますので、やっぱり巨大地震なんかで揺すられて場合には破堤の心配もありますし、それから本当に津波が遡上してきたときに、木曽川の尾張大橋が障がいになって破堤することだって、現実の問題として考えられる。せっかく海岸堤防が整備される、あるいは日光川の国1の橋も今かけかえがされておりますが、そういう障がいも1つ1つ除かれている中で、やっぱりこの辺の河川で決壊して一番大きい被害が出るのは木曽川だと思うんですよね。

もともとこれは平成10年のときには、私ども弥富中学校の建てかえの問題とあわせて、当時の文部省だとか建設省へ行行って、当時は一旦はかけかえ整備を進めるというお話になっていたんですよね、確認してきたんですが。ところが、国交省が長良川河口堰の関係で三重県側に借りがあるということで、伊勢大橋を先にやるということで、ずうっと先送りになって、そのままになっておりますが、せっかく周辺の海岸堤や河川堤がかなり整備されてきて、そこだけが残っておって、そういうところが原因でということになると、これは本当にせっかく相当の投資をしてきたものが残念な結果になるということではいかんと思いますので、ぜひ一日も早く、この解決のために関係市町村長や両県が、当然三重県側もありますので、力

を合わせて早期にここの強化をしていただく御尽力いただきたいと思いますですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮さん御指摘のように、1号線の尾張大橋、そしてJRというような状況の中において、まだ部分的に高さが保っていないところがあるわけですが、これは非常に道路に対して、あるいはJRの鉄道敷地に対して、いろんな形の中で荷重がかかってくるというようなことの中でああいうような状況になっておるわけですが、これは今の技術をもってすれば私は改善していただけるのではないかなと思っております。

今、海部土地会館のところの、市江橋という名称になるわけですが、市江川にかかる橋の問題がやっと解決できたわけですが、JRから非常に難しい課題ということを長いことあったわけですが、その工法について、基本的にはクリアできるようになったということで、今工事を始めていただいておりますが、そんなような形で、我々としてもまた要望していききたいと思いますけれども、我々が南海トラフ巨大地震が起きた場合、愛知県の防災局からの被害予測は、いわゆる堤防の破堤が液状化現象の中で同時に進行するということの被害予測というか、そういうことが言われておるわけです。そうした場合には、堤防の破堤ということになりますと、これは私たちが伊勢湾台風で経験したときのように、瞬時というか、非常に速いスピードを持って地域が浸水するということがあるわけですので、堤防の強化というのが非常に望まれるところでございます。

いずれにいたしましても、木曽川の左岸堤の中では、鍋田上水門のところを液状化対策という形で国土交通省の仕事としてやっていただいておりますけれども、また引き続き堤防強化のためには要望をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 要するに、尾張大橋がそういう弱点を、国道1号が障がいになっておることとあわせまして、実はこれは東京大学でつくった日本中の断層の地図で、多分この愛知県の図書館でコピーさせていただいてきたものなのですが、ちょうど弥富ではJRと近鉄を挟んで弥富線という推定断層があると。しかも、以前にマグニチュード5.5の地震を起こした断層だということも記録をされているんですよね。それから、これからT定規形に南のほうに木曽岬断層というのがありますし、その北側には今尾線という地震断層がありますし、養老断層を初め、全体のこの辺の断層は伊勢湾断層系と言われるんですが、幾つも断層帯がありまして、本当に地殻変動が起こって、原発なんかがあるところは、こういうものの上は今いかんと言われておるんですが、当然、橋や堤防は避けて通るわけにいきませ

んから、こういうものの上にも立っておりますので、やっぱりそういうことも考慮に入れて、一日も早く、ここはやっぱり非常にそういう災害に対して危険なところだということを国にもきちんと認めていただいて、同時に関係の私たちも、それから行政のトップの皆さんも御理解いただいて、一日も早くこの問題を解決するように進めていただきたいと思いますので、要望しておきます。

私、この前、皆さんも言われましたが、特に浦安に行ってお話を聞いて、本当に土台が違うなということをつくづく痛感したんですね。もともとまちづくりの土台が、県や東京都の住宅地などの造成だとか、要するに東京湾のしゅんせつ土対策で始まって、計画段階から本当に国のトップの人たちや県のトップの人たちが参加をする、大学の先生も参加するというような形でまちづくりが進められて、早くから危機管理監も専任で置くとかということをしてこられたことだとか、さらに今回の復旧に当たりまして、結局そういうスタッフがそろっているということもありまして、国の補助事業に乗せることも、普通の市町ではなかなかできなかった条件を生かしてやられて、この復旧の中で液状化対策を、道路やまちの復旧対策の中に、しかも相当の国費をつぎ込んでやっていて、とても普通のまちではまねができないようなことをやっているなあということを痛感したんです。

それはそれとして、本当に住民の皆さんの命を守るということについて、今私たちが真剣に考えなきゃならんことに直面していますが、それに比べると、まだ本当に私たち自身の構えというのは、なかなかそういうふうになっていないということもありまして、ぜひこの対策を通じて本当に行政や議会、市民の皆さんと一緒に、一日も早く、少しでも安心できる仕組みをつくるために力をお互いに尽くしていきたいと思います。

次の問題に移らせていただきますが、そんなに時間がないので、下水道の問題についてお尋ねいたします。

先回も、今、国からもアクションプランをつくって計画の見直しをということが言われているというお話がありましたが、実際に私たちがいただいている事業計画から見ましても、供用開始から52年目でやっと下水道料金で通常の維持管理費と借金の支払いができるようになります。これを、この計画では収支均衡点だというふうに言っておりますが、とんでもないことで、要するにもう50年を過ぎたような時点ですから、大規模な修繕が発生しているときですよ。だから、本来ならそういう備えも、将来への過大な負担を残さないということを考えればしていかなきゃなりません。いずれにしても非常に高額な負担であったこともありまして、結局そういう形で、普通に順調に行って相当大きな後年度負担を残すということと、それから現実に、既に供用開始をされて一定期間がたつわけですが、第1期が22年の3月に供用開始になって、23、24、25、26と、ことしの2月で丸4年が経過しておりますが、接続率は、その1期の分に限って言うと52.7%だと。結局、特に今、農業は大変な

状態でありますので、お年寄りしかいないような農村地帯の、しかもきちんと接続しようと思うと100万では済まない、場合によっては何百万とかかるような費用負担が伴うということもあって、なかなか接続が進まないとかというようなこともあって、こういう状況になっております。

だから、1つはもともと多額な負担、もう一方で、なかなか接続をお願いしても諸般の事情があつてうまくいかないということでございますので、市長は可能な限り公共下水道で整備をするべきだというお話もされましたが、やっぱり財源との関係で言うと、これはやっぱりそんなに可能な限り、自治体に大きな負担にしないような仕組みにしていこうということを考えたら、特に人口密度の低いところには、費用ということで言うと建設費も相当かかりますので、なるべく効率的なところに、あと10年ほどの計画というのは絞り込んで、そういうところはやっぱり浄化槽やその他の方法で御協力いただいていくというような仕組みに思い切って転換をしていく必要があると思いますが、こういう時期、人口は減っていく、それからどんなに努力をしても、これはそう簡単にとめるということとはできないということも事実でありますので、やっぱりその地域の皆さんの暮らしを支える支出は削れないものもございまして、全体の財政計画も見ながらの計画として堅実なものにしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 公共下水道事業におきましては、平成21年から順次供用開始させていただきまして、今9号幹線から、これから7号幹線という中で、弥生学区から白鳥学区へというような形で計画を持っておるわけでございますけれども、同時に国の財政ということも大変厳しくなっているという形で、私どもとしては毎年毎年、構成市町村と一緒にあって、県もあわせて、この下水道事業に対するさまざまな陳情をさせていただいておるわけでございますけれども、ある意味では大変厳しい状況も言われておるわけでございます。

そんなような状況の中で、今後10年間のいわゆる整備計画と財政計画を示していくということで、アクションプランを作成していくことになりました。

これは関係市町もあわせて、例えば4市2町の中で、この公共下水道事業を海部津島でやっておるわけでございますので、そういった各構成自治体ともしっかりと協議をしていかなきゃならないわけでございますけれども、とにかく10年というとすぐなわけですね。そうした形の中では、どこまでできるかということに対しては、国もその補助の問題についても裏腹な関係があるわけでございますけれども、その辺のこともあわせて、関係市町村と協議をしながら、どう進めるかということアクションプランに盛り込んでいきたいと思っております。

いずれにしても、供用開始地域におきましても、さまざまな理由で宅内配管の整備という

こともおくれておくことも重々承知しております。しかしながら、これもやはり我々としてはお願いをしていかなきゃならないということで、27年もあわせて啓発活動をしていく。供用開始地域においては、宅内配管をしていただくように一生懸命努力していきたいと思っています。また、新たな説明書等も作成しながら、次の段階においてもお願いをしていきたいと思っています。

いずれにいたしましても、公共下水道事業のアクションプランについて、また議会の皆様方にも基本的な考え方ということで、お示しをさせていただきたいと思っています。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 議員の皆さんも、新しい議員の皆さんはどうか知りませんが、図面を見せられて、供用開始から60年目ぐらいのところかな、値下げの余地があるのではというふうに出ておりますが、もう全然、今も通常の維持管理費と利息もその料金では払えないと。これは全体で多分平均でいくと8割ぐらい、新しいところを除くと90%を超えて接続している集落排水でもそうですが、計画は割方、計画人口を膨らました形もあって、1人当たりではそんなにからんような説明もされましたが、結果的には定住人口が農村部で減っていることもありますし、もともと無理な計画だったということもあって、本当に多額の負担で、25年度の決算でも、集落排水事業では維持管理費が9,660万円、支払利息が3,660万円に対して、使用料収入が6,400万ですから、減価償却費だとか人件費だとかを除いても、なおかつそれを上回る6,920万円の一般会計の負担になっているわけですね。

そういうことを考えますと、本当に現在の公共下水道の計画では、実際に現在の区域の実人口で考えても、弥富市が直接施行する事業費で1人当たり72万ぐらいかな。借金は46万近い借金を1人当たり想定していると思いますが、これは高過ぎる、高過ぎると言っております海部南部水道の事業費で1人35万3,000円、それから借入金で言うと8万9,000円ですから、相当高い費用ですね、割高な。

これを考えると、本当に今後の計画の中では、ぜひ実際に事業会計に移すかどうかは別にいたしましても、どれだけの将来負担が発生することになるかということはいつも明らかにしながら検討していただくというふうにしていきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 御承知のように、この公共下水道事業に対する財源というのは、非常に大きな財源が必要になっております。毎年毎年、特別会計の中で皆様方には御提案申し上げておりますけれども、9億から10億の中で、国費2分の1、そして我々の負担が2分の1という形の中で事業を推進しておるわけでございますけれども、先ほども言いましたように、どんどん進めることにおいて、減価償却という形のものも発生してくるという中で、大変厳しい事業であることは重々承知をしているところでございます。

しかし、一定の将来に対しての環境整備という状況でのお願い事でもございますし、我々行政としてはしっかりと次の環境をつくっていくという大きな役割もあらうと思っております。

そうした形の中で、財政計画を先ほども示すということにさせていただきましたけれども、全体870ヘクタールというのがこの私どもの受益面積というか、公共下水道事業でやっているという中で、向こう10年、平成38年というような状況の中においては、どこまでできるかということがあるわけでございますけれども、10年のアクションプランで大体7割から、80%ということが当初計画の目標数値かなあと思っております。そうした形の中で、財源計画がどのようになってくるかというようなことを考えていかなきゃならないと思っております。

国はまだまだ厳しくて、これを特別会計から企業会計に移してやっていかないと利益のほうの財政上の問題がはっきりしないではないかというようなことも言われておるわけでございますけれども、まだまだ企業会計に移行して採算をやっていくということにはなっておりませんので、我々としては特別会計の位置づけをしながら、しっかりと進めていけるところまで進めていくということになってくるかなあと思っております。

しかし、先ほども言いましたように、私ども弥富市だけがこの事業に対してどうしていくかということについて申し上げられませんので、関係市町村、広域下水道事業という形では4市2町でやっておりますので、いろんな自治体の様子も伺いながら進めていきたいと。財政問題としては大変厳しいということは重々承知しております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 結局、この公共下水道事業は国の2分の1の負担は全部借金ですね。それから、弥富市の負担も相当部分が借金です。だから、そんなに元金を入れなくてもできる。それから、借金も非常に長期の借金で、5年間は利息だけ払えばいいという仕組みですから、前にも申し上げましたが、25年度の決算時までで43億借りて1億円ちょっとぐらい元金を払っただけというような状況でできるんです。だから、つくるときはいいんですが、これを返していく費用だとか、実際につくった施設を維持管理する費用ですね。今言ったように減価償却費。だから、どこの自治体もそうなんですが、今事業会計に移したって絶対やっていけないです、どんなことをしたってね。だけど、私たちが今考えなきゃいかんのは、そういうできないような将来負担を残さないことはやっぱり計画をつくっていく上で、特に人口減少や少子・高齢化は避けられない状況のもとですので、そういう中でやっぱり節度のある仕組みを考えていただきたいし、将来負担がどんな程度になるかということはいつも明らかにしながら事業計画を考えていただきたいということを強く申し上げて、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、伊藤正信議員、お願いします。

○17番（伊藤正信君） 17番 伊藤です。

私、3点ほどちょっと質問をしたいと思います。

やはり予算は少なくとも事業をしていく上の事業費、それぞれその成果が求められていく内容だと思っていますし、またそのことによって未来が築かれていく。このことは私も感ずるところですけれども、きょうのこの質問の中で、特に農業予算というのは、農業制度が大きく変わっているんですね。土地の管理だとか、土地も農地も一緒ですけれども、その管理、農業施策が。

そういう状況の中で、継続経費にはなっていますが、私の質問は予算概要説明資料のページ33の、1点目には、節の水田農業経営所得安定対策推進の費用の関係。金額的には700万です。この目的はここの中にも書いてございますが、安定政策推進のためにという状況です。この団体が下のほうに書いています弥富市、飛島村、蟹江町と、この3つの地区なんですが、この会議と目的を御説明願いたいと思うんですが、簡単に。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） お答えさせていただきます。

水田農業経営所得安定対策推進費補助金、来年度予算700万円でございますが、これは先ほど議員の申されましたとおり、弥富市、蟹江町、飛島村で構成しております海部南部地域農業再生協議会への経営所得安定対策制度を推進するための補助金でございます。費用につきましては、全額県から補助金を受け入れまして、再生協議会へ交付しているものでございます。

活動内容でございますが、平成27年の推進活動計画でございますが、支部長会を開催し、平成27年産米の生産数量目標の設定方針ですとか、配分基準単収、また経営所得安定対策の交付金にかかわります営農計画書の提出、また現地確認に関する説明等を行わせていただいております。また、夏場には提出されました営農計画書に基づき、再生協議会で圃場の現地確認を行っております。また、要件確認作業としまして提出していただきました営農計画書に基づき、平成27年の水田台帳を作成し、また共済組合の共済データとの突合を行いまして、圃場の現地確認結果によります水田台帳のデータの修正等を行っております。この水田台帳のデータをもとに国や県へ報告を行いまして、各農業者への平成27年分の各種交付金の交付を行っております。

以上が主な取り組み内容でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 内容的なことは1つですけど、なぜこれは3団体になるのか。700万は県から全て補助金でおりてくるとなっておるんですか。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 以前は、各弥富市、飛島村、蟹江町でそれぞれ水田協議会という組織を持っておりましたが、こちらの海部南部地域農業再生協議会という形で3市町村合同で協議会を設立させていただきました。

全額こちらは補助金ということで、県からの補助金をいただきまして、市を経由しまして再生協議会へ交付しているという状況でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） そうしますと、これは弥富市独自で、例えば減反施策に応じている部分の補助金を出しているんですよね。これは難しい問題だと思うんです、変化が。ということは、3カ市町村で100%達成されておれば、各農家が、いわゆる専属的農家が88件であって、今後100というわけです。農家台帳に載っている人は全て農家。耕作者なのか、そういう問題の流れの中に大きな課題が残ってきた。

だから、協議会団体へそのお金をぽんと持って行って、じゃあそれで農家が納得できるのか。農家という、耕作者という、その地域における価値観の問題が、この3つの市町村の中に出ている。私はそういう気がしてなりません。

正直な話をしますわ。私も議長をやらせてもらっておるとき、1回だけ会議に出ました。1年に1回の会議。これ、1年に1回の会議で何ができるのかなと思ったことがあって、私は反対したことがありましたが、いろんなことを。事実、余りにも農家と、いわゆるこういう団体とのかけ離れがあるということ。この700万をぽんと持っていかれて、支部長さんたちに手当だとかいうことは、それは報道の関連で言えば県管理だと。事務経費も幾つか要るでしょう。しかし、市役所もはっきり言えば、農家に対する農地台帳やなんかみんな、今指示されていますよね、支部長を通して。

この辺の扱い方の決算とか予算、これは次の課題となりますが、そういうところに本当に農家個々それぞれが経営をしていく上において、熟知したこういう協議団体がありますよということを私はきちっと施策の中を説明していただくことが求められておる時代が来てるんじゃないかなと思って、前からもちっとお話をさせていただいておりますので、この点について、とりわけて趣旨、今どうこうじゃなくして、今後の予算の関係などについての、またそれぞれ質問する部分もあるかもしれませんが、今求められた中で、綱領。綱領というのはわかりますわな、目的等。そのことだけは1回どこかでこの事業団体の中身を出していただきたい。口頭でなくして。お願いを申し上げます、この項は。議長、取り計らっていただいて結構です。

それで、次に質問ですが、34ページ目6農地費の関係で、節の多面的機能支払交付金事業補助金の金額のあり方ですね。この1億793万。この関係の金額、団体は弥富市は二十何

団体あったと私はちょっと聞いていますが、これはいわゆる制度ができたときには農家へ直接払いという形で制度ができたんですが、今はどうなっていますか。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） こちらにつきましては、平成26年、本年度までにつきましては地域協議会というところに私ども市の補助金を一旦放り込みまして、地域協議会から国、県、市の分を合わせまして、各活動組織に補助金という形で支払わせていただいております。

今回、平成27年につきましては、こちらが本年4月から多面的機能支払を含みます日本型直接支払制度というものが農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律というものに基づきまして、制度として実施をされるということに4月からなります。そのため、交付金の交付の流れが変更になりまして、従来はそのような形で地域協議会に一旦市の補助金も支払いまして、地域協議会から各活動組織に支払いをさせていただいておったんですが、27年度につきましては国・県の交付金が市に交付されまして、市の補助金と合わせまして、市から各活動組織に交付するというので、来年度予算として1億793万円を計上させていただいております。

なお、その負担割合でございますが、国・県が75%、市が25%負担ということで、金額的には約2,700万ほどが市の負担金額ということになっています。

団体数でございますが、現在、活動組織が14活動組織ございます。集落でいくと34集落ございまして、14活動組織に活動していただいております。また、27年につきましても、現状14の活動組織でそのまま引き続き継続して活動していただく予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） これは大切なことなんだと思うんですが、この交付金の1億は、それがどうこうじゃなくして、この土地改良だとか整備の事業によって、いわゆる面積がその団体で違ってきますよね、年々。そういう調査はされているんですか。実質面積。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 先ほどの多面的機能支払交付金というものにつきましては、説明書にも書かせていただいておりますが、農業を支える水路ですとか、農道等の供用設備の維持管理に対して交付します農地維持支払と供用設備の軽微な補修等の共同作業及び供用設備の長寿命化に対して交付します資源向上支払という2つの支払い項目がございます。農地維持支払につきましては3,945万円、資源向上支払につきましては6,848万円を予定しております。

なお、これにつきましてはそれぞれ各活動組織に活動していただく面積に対しまして交付金額がありますので、それぞれの面積を掛けまして、総合計がこの1億793万円という金額

で予算の見積もりをさせていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 申しわけありません。そのことは、もう私はわかっている。なぜその耕地面積、いわゆる面積割合が変わっているかという、水路工事だとかそういうような事業をやれば変わってきますよと。事業目的が変わっていけば中身は変わるんだよね。だから、1回調査をすればそれでいいということじゃないんじゃないですかというのが私の質問。いいですか。

もう1つは、そのことと同時に、このことの中で土地改良事業費だとか、それぞれのものもいろんな形で変わってくる内容なんですよ。そして、農家により一層、集約農業をしていくときに農家が農地を手放すことによって、生活の補助をしていくのが最初の目的だった、目的が。だから、農家への直接払いという制度が生まれて、そしてその制度を活用しながら来たものが、今いわゆる何とか機構。これははっきり言って県土連じゃないですか。ちょっとそこを聞かせてください。これを払うの。まず。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 支払いにつきましては、県土連ということで、地域協議会のほうにつきましては県土連で行っていただいておりますが、27年度からにつきましては、先ほど申しましたとおり市でこの取り扱いを行うということにさせていただくことになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） そうしますと、今まで県土連がやっていたのを今度は市がやるから、これは私は余りきちっと自分がかかわったわけじゃありませんから、余り申し上げられませんが、間違いであるならおわび申し上げますが、15%ほど手数料を取っていたということを聞いているんです、本当に。だから、今度市がそういう払い方をすれば、その手数料はいわゆるなくなるんですね。そこはいいですか。ちょっと確認したいと思います。

○議長（佐藤高清君） 安井農政課長。

○農政課長（安井耕史君） 議員のおっしゃられますとおり、26年までは地域協議会で行っていただいておりますので、地域協議会にその分のお支払いをさせていただいておりますけど、今度、市で行いますので、その分の手数料につきましてはなくなっていくということで、よろしくお願いします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） そういうことになれば、この農業の施策上の問題からして、地域協議会からなくなって、直接そういう状況になれば、市も大変だと思いますよ、それはね。御指導いただかないかんこともあるし、当然のことながら監査を受ける国の補助金ですから、

そういうことも大変なことになるということも私も思いますので、ここのところは変わったら変わったということで、その協議会の皆さんは御存じかどうかですが、農家の皆さん方にもそのことを承知していただく。また、この事業のさらなる推進をして、地域がよくなることを御指導いただきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

3点目の関係ですが、土地改良に対する補助金の関係ですね。

私は34ページの整備促進事業補助金の中でですが、金額は3,200万となっています。それで、土地改良のいわゆる事業申請という用水管理、そして事業補助の申請の仕方。今日まで、農家の地域の代表を通して改良事業のお願いをしていた。そして予算化をされてきたことが事業運営の基本だったのではないのかなという気がしてなりません。それはなぜかというと、なかなか事業をやっていただきたいなあということを農家の皆さんがおっしゃっても、できなかったところがある。それは、いわゆる農家管理という、今考えてみますと、兼業農家だとか、もう全く耕作をしない人が多くなったわけですね、集約農業で。地権者と耕作者とが離れている。すると、農家の人たちはどこに自分の田んぼがあるかわからなくなっているんですよ。そうすると、意見と要望というものにかみ合わないんです、施策が。事業の。ですから、土地改良が今まだあるわけですから、少なくとも土地改良の補助金を出すという形になれば、土地改良の事務局がそれぞれ、管理とは言いませんけれども、地域におけるその状況の把握を時期的に指示をしていただく、いわゆる土地改良の補助、その事業に対する指導をしていただいて、それに対する助成はいわゆる必要経費、市への要請、このことが今求められているんじゃないかなと私はそのような気がしてなりません。ということは、地権者と耕作者はもう全く離れちゃっているんですね。

だとすると、これは大変なことが起きる。今は地権者が、例えば、路肩といいますか、冊板が壊れて、亀が穴を掘って、水が埋まっちゃったよと。本当にそういうことはあるんですね。そうしたら、今度は雨が降ったと。これは、そこで水があふれてくると。こういうことがあるんですね。それで、気がつけばお互いをお願いをして、土地改良事業団体なり、市役所でその対応ということになるんですが、そういうこともですが、年間的ないわゆる補助金、予算を立てていく上においては、少なくとも、普通、事務局あたりがもうこの地域で自転車で回れば1日にもかからんのじゃないですか。そういう部分においてのいわゆる水路管理、農地の管理をできるような指導、市役所としての指導をしていただくことができないのかなあというのが、この件。ちょっとどうなんですか。いわゆる要求、要望の酌み上げ方はどうなっているか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

土地改良事業の事業については、まずは4土地改良事業、排水土地改良が1つ入っていま

すけれども、十四山、弥富、鍋田、それぞれの土地改良事業と孫宝排水土地改良事業という形の中で、私どもといたしましては1回、秋の前半ぐらいのところで、来年度の事業計画をそれぞれ持ち寄っていただくことになっております。

そういう形の中で、我々としてはその土地改良団体からの要望ということにもなってくるわけでございますけれども、これはとてつもない要望でございます、全ての事業ができるわけではございません。

今回も農林水産事業費としては9億700万か800万ぐらいでございますので、農林水産事業費はほとんど前年対比横ばいの予算でございます。後ほどお目通しいただきたいと思っております。

そうした中で、今度は各個別の土地改良事業での予算折衝というのがあるわけでございます。そうした中で、我々としてはこの土地改良の優先順位は何ですか、どういう事業が考えられておるんですかという形で、個別に今度は私どもとしては協議をさせていただいている、それぞれ土地改良事業の個別の事業ということについてはさせていただいております。

これも単県でできるのか、あるいは違う形の方法があるのかという形のもとで、さまざまな角度からその事業精査ということをしていかなきゃならない、そういうようなことでございますので、イコールそれが、今おっしゃるように農地管理というような状況とどのように結びついていくのかということについては、非常に大事なことだろうと思っておりますので、あわせていろんな議論をしながら事業計画を進めているということは御理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤議員。

○17番（伊藤正信君） 大切なことは、単県事業というのは一定の割合を決めてやられることだと思っています。そうすると、そのことの中にそれだけの知識を持った地域の人たちは、わかりし単県事業だからこうだからこうだという話ができるわけですね。しかしながら、そのことに疎いと言っちゃ失礼ですけれども、理解度がない場合は、もうその地域は全く何年もほかれちゃうわけですね。だとすると、いわゆる総合的な単県事業などを起こしていくというのも、1つはもう今日まで多くの事業計画をしていただいております。そうすると、個々はこのような状況の中で、この問題を単県事業に上げていかなきゃならないんだということが生まれてくるんじゃないかと。そのことで、やはりその指導面として土地改良事業団体がそれぞれの役の中できちっとした位置づけと、市もそれぞれのいわゆる事業費の順番ですね。そういうものに対しても、また違いがあるんじゃないかと私は思っています。

市長が今御説明いただいたことについては理解もできますけれども、理解をさらに一層深めて、その単県事業等について、そういう土地改良事業に対して予算折衝の段階で予算を組み込まれて、土地改良の補助金のあり方について、さらなる御指導をいただきたいと思いま

す。

あわせて、この１％の問題です、地元負担の。この１％の負担は、非常に金額は小さいように見えます。見えますけれども、今例えば私どもの五之三の地区の例でとります。600戸ぐらいの戸数があります。農家が150軒ぐらいです。それで、集落排水をやっていただいていますね、農業集落排水。そうすると、じゃあその１％の議論というのは、これは市街化区域の人たちは一体どうなんやという議論が出てくる時代になってしまいました、本当に。ですから、少しその辺についての検討をしていただきたい時期が来ているんじゃないかと、そういうところの。もう全面的に耕作者も地権者も、逆に私どもからいくと小作農地ばかりで、荷之上も五之三もあれですけれども、預託をしているぐらいだったら、耕作者が本来負担してもらわないかと。地権者じゃないと。農業の生産手段としての水路だとすると。しかも公共下水が使われる、集落排水ができてくる。そうすると、用水管理としてのあり方は一体何なのかと。農業生産手段と雨水とのかかわり合いだけになってきたときが来ます。いろんな形の中で、総合的のその種の問題を御検討願って、ことしの予算の中に、また負担の割合などについては、私はこれはこれとしても、今後の課題として御検討願いたいなと思っていますので、よろしく願いして、私の３点の質問は終わりますが、もう１点だけ。

これは総務課だと思いますけれども、今回、宿直の関係を外託にする。外託という言葉が、シルバーですよ。これは派遣労働との関係、それからシルバーとの関係、情報管理との関係が生まれてくるんじゃないかと思っています。ですから、これは総務委員会でこれらの労働条件の扱いだとか、労働協約ではないが、派遣協約となるのか、臨時雇用契約になるのか、この部分についての細部にわたる、行政として労働基準法などに適応する契約状況が生まれるものを質問いたしますので、準備をしていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は午後２時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後２時00分 休憩

午後２時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、この後、堀岡敏喜議員の質疑に対する市側からの説明資料を各位のお手元に配付しましたので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次に横井昌明議員、お願いします。

○９番（横井昌明君） ９番 横井でございます。

私は通告に従って、現在提案されている平成27年度一般会計予算より質問させていただきます

ます。

議案質疑につきましては全般的なことをお聞きしますし、今度委員会で再度、詳しいことは聞かせていただくということでございます。

まず1点目でございます。庁舎の建設について。

平成27年度当初予算とし、土地購入費、物件移転費で2億2,146万予算計上されております。昨年は繰越明許費で予算計上はされておりました。

そこで、市が予定している合併推進債は昨年に事業年度が10年から15年に延期になりました。通常は庁舎建築は一般単独事業とか一般事業。これは起債の充当率が70%、基準財政需要額への算入はございませんが、合併推進債は充当率が90%、基準財政需要額への元利償還金が40%算入されます。

弥富市にとっては、庁舎建設が一番、今重要な事項でございます。合併推進債は弥富市にとって庁舎建設のために大変有利な起債でありますので、ぜひ利用する必要があります。合併推進債の期限延長になったといっても5カ年延びただけでございます。ですので、平成33年まででございます。弥富市のケースであれば、土地取得から庁舎建設までどのぐらいの年月が必要でしょうか。また、どの時点で事業開始をしなくては合併推進債の対象にならないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 横井議員の御指摘のとおり、新庁舎の建築に際しては合併推進債を活用できる今が市として最も財政負担が少なく、本市の将来世代への負担も極力抑えることができる最適な時期であるということは市議会と一致するものであると認識しております。

判決後、事業認定手続、税務署協議を経て、平成27年10月に用地買収契約ができるとの仮定において、あくまでも仮定においてでございますが、物件移転が見込みどおりできれば、平成28年の仮庁舎の改築工事を経て、新庁舎建設着手が平成29年4月ごろ、完成は平成31年3月ごろと計画しております。

新庁舎を建設する計画敷地には用地買収物件が2件あり、うち1件は住居でありまして、その応諾条件として、新たな住居が完成した後でなければ立ち退きをしていただけません。もしこの方が移転先の土地選定に時間を要し、新居完成時期がずれ込むことになれば、新庁舎の建設着手、完成時期もずれ込むことが予想され、どの時点が事業開始の最終リミットかは申し上げにくい状況でございますが、平成33年度末までに新庁舎が完成できなければ合併推進債の対象事業から外れることになります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） これは大変なことですね。そうした場合、一般単独事業の起債を充当されるのかどうか、お尋ねします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 庁舎を建設する上におきましては、それまでに蓄えた基金か起債を発行してやるか、どちらかの選択肢となるかと思われます。それで、合併推進債が発行できなければ、その部分に関して、それまでに蓄えた基金を充当するという方法も理論的にはありますが、それだけの部分の蓄えが現在ございませんので、そのまま継続するとしたら、一般単独事業。先ほど、議員は70%とおっしゃられましたが、今は75%に変わっておりますが、一般単独の75%の起債を発行してやるしか方法はないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） この庁舎のことにつきましても、市民のために早急に庁舎建設に取り組んでいただきたいと願う次第であります。

では、次へ移ります。

次は、地域手当についてお伺いします。

今年度、地域手当の条例改正を行いました。平成27年度予算では何%で計上されているのか。予算に関する説明事項の243ページのキに地域手当が書いてございます。これで行きますと支給率は4%ということで書いてございますので、4%であると思うんですけども、条例で改正された6%との経緯の説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 条例では6%の範囲内で規則で定めるという形で、条例は改正させていただきましたが、その規則で定める率でございます。これにつきましては、3%から6%へ急激な変更ということではなく、段階を追って引き上げていくということで、3%引き上げる場合にどういう形で上げていくかというのは国から方針が示されまして、3年間で引き上げていくという方針でございます。ですから、弥富市の場合は27年度は4%、28年度は5%、29年度に条例で定めた本則の6%という形の経過的な率を規則で定めまして、そのような形で運営していくという考えでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では、最後に移らせていただきます。

平成27年度予算と中期財政計画の関連についてということでございます。

弥富市の中期財政計画の平成27年度予算と平成27年度一般会計予算を比較しますと、財政規模で約7億ほど多く計上されております。歳入であれば、市税、国・県支出金、繰越金、市債等が大きな差があります。歳出につきましても、投資的経費、繰出金等の差があります。内容を見てみますと、この差というのは大体わかります。

私は今後の財政運営の取り組みが重要であると思います。平成25年度12月に中期財政計画、

そして平成26年の2月に第3次行政改革の計画が出されております。その中で、歳入改革で、1番から、未収金の対策の充実ほか3点ございます。また、歳出の改革についても5の補助金の見直しほか5点ございます。

平成27年度予算は、これらの歳入歳出の見直しを行って予算計上されたのか、一部でも行った改革があれば、また予算例があれば報告ください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 中期財政計画におきます今後の財政運営への取り組みにつきまして、歳出でございますが、5番の補助金の見直し、これについてちょっと取り組まさせていただきます、27年度予算に反映したものがございます。そちらについてお話しさせていただきます。

これは平成26年の3月議会で横井議員から御指摘もございましたが、合併処理浄化槽設置費補助金につきまして、平成27年度からは基本的に公共下水道と農業集落排水事業の事業計画区域内は補助金を廃止いたします。それ以外の一般地域については、河川の水質浄化の視点から、トイレのリフォームをされる場合に、くみ取り式と単独浄化槽から合併処理浄化槽に切りかえる方のみ、補助の対象といたします。

予算額につきましては、この事業が国・県の補助金がございますので、一般財源ベースで報告させていただきます。平成27年度47万6000円で、前年度26年度は1,280万8,000円で行っていました。したがって1,233万2,000円の削減となっております。

続きまして、土地改良区補助金についてでございますが、平成24年度より毎年度見直しを行っておりまして、平成27年度予算額550万円で、前年度平成26年度925万円に比べて375万円を削減いたしました。

次に、住宅用太陽光発電システム設置費補助金についてでございます。平成20年度より環境への負荷の少ない循環型社会に変革する環境保全意識の高揚を図ってまいりました。当初は既存の屋根に設置するというものでありましたが、最近では新築時にはほとんど標準整備により設置されているような状況から、施設の浸透・普及等により補助の目的が達成されていると思い、平成26年度をもって廃止し、平成27年度は予算を削除いたしました。

こちらでも県費補助金がございますので、一般財源ベースでお話しさせていただきますが、平成27年度は削除した関係でゼロ円でございます。前年度平成26年度は528万円で行っていましたので、結果的に528万円の削減となりました。

主なものは以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 多少努力されているなとは思いますが、今後も行政改革を行い、健全財政を続けてもらいたいと願っております。以上で終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、堀岡敏喜議員、お願いします。

○10番（堀岡敏喜君） こんにちは。10番 堀岡敏喜でございます。

私はこの3月度定例会に上程をされております議案第10号から第14号、教育委員会制度改正に伴う議案について、通告に従い質問をしてみたいと思います。

2011年、大津市で起きたいじめ自殺問題で、教育委員会制度を見直す地方教育行政法が改正をされ、2015年4月には施行される予定となっております。

その趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化や迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るためのものであり、またこの改正で、戦後教育行政の大きな転換になるとも言われております。これは施政方針演説でも市長が述べておられます。

今回の改正で何がどう変わり、改めて教育行政としてどのように認識をされているのか。まず、その認識と対応をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について御説明をさせていただきます。お手元の資料を参考にしてください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）につきましては、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日、ことしの4月1日から施行されることになりました。

今回の改正は、先ほど議員も言われましたように、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長——私どもですと市長でございますけど——と教育委員会の連携強化、地方に対する国の関与の見直しを図るなど、制度の改革を行うものでございます。

主な改正点は4点ございます。

まず1点目です。教育委員会委員長と教育長を一本化し、新教育長の設置です。

新教育長につきましては、教育行政に関し、識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとなり、任期は3年となります。また、新教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会の会議を主宰する。教育委員会の権限に属する全ての事務をつかさどる。事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督するものでございます。

2点目につきましては、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化でございます。

教育委員の定数の3分の1以上から会議の招集の請求ができ、原則会議の議事録を作成し、公表するよう努力することでございます。

3点目です。全ての地方公共団体に総合教育会議を設置するものです。

総合教育会議とは、地方公共団体の長と教育委員会により構成されます。会議におきまし

ては、大綱作成に関する協議、教育を行うための諸条件の整備、そのほかの地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策について協議などを行うものです。

4点目につきましては、教育に関する大綱を首長が策定するものです。

地方公共団体の長は、教育基本法第17条に規定する基本的な方針、国の教育振興基本計画等でございますけど、こちらを参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に定めるとしております。

今回の改正では、今まで以上に市長と教育委員会の連携を強化し、いろいろな問題に素早く対応できるようにするための改正でございます。

なお、新制度への移行につきましては、法律の施行日は平成27年4月1日でございますが、経過措置がございます。現在の教育長の任期以降に新制度へ移行しますので、本市の場合、教育長の任期満了は平成28年9月30日でございますので、平成28年10月1日より新制度、新教育長と4名の教育委員さんの体制でございますけど、4名の教育委員さんにつきましては、従来と同じく任期は4年でございます。こちらに移行することになります。

従来の首長（市長）の職務権限でございますけど、教育財産の取得・処分、教育委員会的主宰事項に関する契約、財務事務、予算を調製し、執行し、決算の議会認定と教育委員会の職務権限、教育機関の設置・管理・廃止、職員の任免、教科書の取り扱い、特に政治的中立性の要請の高い教科書の採択、教職員人事等については、変更はございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、教育部長から、レジュメに沿ってわかりやすく説明をいただいたわけですが、2つ確認をさせていただきたいんですけれども、1番のポイントと言いますのが、自治体の長、いわゆる首長の権限を強めたということなんですけれども、先ほど教育部長もおっしゃっていましたが、再度確認をしたいんですけれども、学校や教育委員会の領分に、政治、行政が踏み込むということがあってはならないと、そういうことなんですけれども、そういう解釈でよろしかったでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 先ほども御答弁しましたが、教科書の採択とか教職員の人事については入っておりませんので、政治的な中立性は保たれると思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 申し上げたのは、要は市長の、いろいろと教育への権限が強くなったということで、やはり行政側が学校教育の場にいろいろ意見をするとか、圧力じゃないで

すけど、そういうものとかけるとか、そういうことがあっては一切いけないということで、今の部長の答弁で、そうなんだということで、まずは確認をさせていただきました。

もう1つなんですけれども、大津の事件でもありましたけど、テレビで見ていてあたふたしているという部分が、本当に亡くなった人のもとに、ああいうていたらくといひますか、そういうことがないように。もちろん、その事件が起こる前にいろいろ手を打つべきこともあったんでしょうけど、その責任の明確化ということで、教育委員長と教育長が一本化されて、新教育長が教育行政においてはその責任者は新教育長であるということで明確になったと、まず1つ。市長が教育長の直接任命をする。これは議会も同意人事でやるわけですが、市長の任命責任も、またこれは1つの目安になるという認識でよかったでしょうか。

○議長（佐藤高き君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） そのように認識して結構でございます。

○議長（佐藤高き君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） では、そのように認識をさせていただき、また弥富市の、新しく変わるのは来年の10月、先と言えは先ですけれども、いろいろ先進で取り組まれて、またこれからその教育委員会の制度改革でさまざま、学習要領に沿って変わっていくものもござひます。これも今後の質問にも出てきますので、確認をしながら話を進めたいなと、そのように思ひます。

次の質問に移ります。

小学校では平成23年度から、また中学校では平成24年度から、今申し上げました全ての教科等で新しい学習指導要領による教育が始まりました。主な改正のポイントとしましては、学校で学ぶ内容の充実や授業時間数の増加が図られ、また子供たちの生きる力を育むことを目指しており、そのためには学校や家庭、地域の連携・協力が必要と明記をされております。

この新学習指導要領の生きる力の第1章、第4では、各学校においては、学校の創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画、すなわち教育課程を作成するものと定められております。

そこで質問でございますが、各校の教育課程の独自性について、現状と今後の取り組みについて伺いたいと思ひます。

○議長（佐藤高き君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 各学校での教育課程の独自性についての御質問でございますが、年度の当初、各学校の企画委員会というものを行い、その年の授業や行事を何をメインに行うか、またどのように行うかの検討を行います。

例えば、大藤小学校では、机の配置をコの字型にし、発表するときに児童同士の顔が見えるようにしたり、日の出小学校では、授業のユニバーサルデザインを目指して、誰にでもわ

かりやすく指導する。また、十四山東部小学校では、夢ノート、ワークシートに記入された児童の活動内容や意見の感想をファイルにとじ、個々の成長の記録として保存していくものでございますが、また北中学校では、授業での言語活動、授業で生徒に話す、書く、聞く、読むといったことの充実を図っております。

他の学校でも教育課程の独自性を持って行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 今、小学校、中学校の学校単位の取り組みということで、一部御紹介をいただいたんですけど、独自のせっかくの取り組みが、この学校でいいとされていることが、学校同士での連携ってなかなかとれないんですよね、現実の話は。どうでしょう。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 学校同士の連携でございますが、基本的には各学校の置かれておる状況も人数も異なっておりますけど、校長会とか教頭会も毎月行われておりますので、連携できる部分についてはあると思っております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） できる限り、なかなか画一したものではいかんですけども、この議会の中でもいろいろ学校教育の独自性といいますか、独自性ということよりも大事なことが抜けているとまでは言いませんけど、いろいろボランティアの方々から協力があって、例えばライオンズクラブの薬物防止授業ですかね。そういったものも好評を得ていると聞いていますし、また私も議会で何度か取り上げさせていただきました動物ふれあい授業。これは海部獣医師会の、これもボランティアでやっていた部分で、学習指導要領にあります、これは何回かお話をさせていただいていますけど、前は低学年は動物を飼育する上で愛情飼育をしていこうと、それで命の大切さと思いやる心を育もうと。高学年では理科的飼育をして、命の仕組みというものをしっかり理科的に勉強していこうと。そういうもので、飼育ということが言われておるだけで、これは努力ということでなかなかできていない状況があるんですけども、やっぱり幼少期にそういう生きた、かわいらしいというか、愛情が注げるような動物をさわるということが本当にいい体験にもなります。

確かに、今、家のわんちゃんとか猫ちゃんとか、飼っていらっしゃる方は多いと思うんですけど、本当に子供さんが触れているかどうかというのは、そこまではちょっとよくわからない部分もあります。実際に、前も言いましたけど、動物ふれあい授業で言うならば、ウサギをさわるわけですけども、初めウサギをさわる前に絵を描いていただきますと、ミッフィーちゃんみたいな絵を描くんですよ。縫いぐるみみたいな絵を描く。ところが、さわったからの絵というのは、もう本当に生物としての絵を描くんですよ。だから、子供さんの観察眼というのは物すごいものがありまして、想像したものと、実際にさわったものとは違う

ということが、その1つの授業でも認識できている。すごく愛着も湧いている。最初は怖くてさわれなかったけれども、本当にかわいくて仕方がないみたいな。そういう状況にもなって、これも特性ある、弥富市の、獣医師会では全国的に広めているみたいですけど、大事な授業じゃないかなと。今後もしっかりと広めていただきたい、そのように思います。

それともう1つ、学校支援をしていただく地域の方の教育ボランティアというんですかね。そういうのもあると思うんです。今、現状と市の認識等、どのようにされているのか、お聞きできたらお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 学校支援のボランティアの関係でございますけれども、いろんな形がございます。スクールガードの方ももちろんお見えになりますし、学校の校具的なものをボランティアで修理・補修等していただいてみえる方もございます。また、先ほど議員が言われましたように、動物の関係の獣医師会の方とか、また学校によっては野菜づくりとかそういったことで、地域の農業の方に御協力を願っておるところもございます。

ちなみに、現在そういった方でボランティア保険を掛けてみえる方、合計数でございますけど、スクールガードの方で現在、昨年度で168名。これはPTAの方は除いておりますけど、168名ございます。また、先ほど申しました学校の環境改善の関係等のボランティアの方が2名、学習における担任の補助をする方が4名、それともまた別に団体保険でございますけど、学校のいろんな授業のときに御支援をいただく方が78名、登録をしていただいております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 学習ボランティア、学校支援ボランティア、これは以前からあるわけなんですけど、指導要領の中で言うところの生きる力を育むというところでは、要は地域地域の風土といいますか、文化といいますか、特色といいますか、先ほどの農産物でもいいんですけど、それをしっかり地域の方と連携をして、ボランティアとして学校で、1つ授業の中で一時間をちょっと借りて紹介をしていただくとか、協力をしていただくとか、そういう支援をやっているところをやっていないところがあると、今教育部長から報告があったんですけど、まさにこれは全国的に問題がありまして、地域、学校区でも格差があると。これをどういうふうに改善をしていくのかということが一つの課題かと思うんですけど、まずこういうことを募集しているんですよというところを、本当にきのうの地方創生じゃないですけど、さまざまな関係機関であるとか組織に声をかけていただいて、きのうも言いましたけど、子供さんのほうが少なくて、大人の目のほうがはっきり言って多いわけですので、何とかして協力をして、だからといって過保護に育てるわけじゃないですけど、そういういじめであるとか、また地域でのいろんな事件、事故、犯罪等に巻き込まれないような、包含をし

て、包容をして、そういう地域を目指していただきたいと思います。

学校ボランティアに関しましては、もうちょっとそういうことをやっているの、やりたいという方とつなぐ一つの役目、きのうも防災でも話をしましたが、これは役所の一つの役目でもあると思いますので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続いて質問いたします。

近年、いじめや虐待、子供の貧困など、子供をめぐる深刻な事件が後を絶たず、きのうも山口議員が一番におっしゃっていましたが、子供を取り巻く環境は悪化をしております。いじめについては2011年10月に大津市でいじめを受けていた中学生が自殺をしたことで大きく取り上げられ、2012年6月、国はいじめ防止対策推進法を制定し、公布をいたしました。また、虐待につきましては、厚生労働省の調べでは2013年度に把握をした児童虐待の件数は実に7万3,765件に上り、1990年度の調査開始以来、23年連続で過去最多を更新しております。さらに、子供の貧困につきましても状況は年々悪化をしており、2012年の貧困率は16.3%と過去最悪を更新し、6人に1人が困窮状態にあると言われております。

このように取り巻く環境が悪化をする中、教育相談について、より多様化、深刻化をしていると懸念をされますが、現在の教育相談体制における課題と対応について伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 教育相談体制における課題と対応についての御質問でございますが、まず課題としましては、外国籍の児童・生徒が増加しつつあることに鑑み、学校や市教委が当該家庭と連絡をとることが容易ではないケースが多々ございます。言葉の問題ももちろんございます。また、市の教育委員会、学校教育課に設置されております外線直通のなやみ相談電話でございますが、これは直接教育委員会につながるものでございますが、こちらはこれまで数件しか相談はございません。もちろん一般の市役所の電話から来るものはもちろんございます。こういったものもまだ十分周知をされておられませんものですから、こういったものの周知を課題として捉えております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） いかに窓口があったとしても、小学校、中学校でもそうですけど、なかなか子供さんのほうから積極的に相談をするということができないですね。子供は子供の社会がありますから。それを超してでも、いつでも来てよというやっぱりこちらからの胸襟を開いたものじゃないと、子供から本当に信頼を得たものでないと、なかなかそういう声は届かない。

この間の川崎の事件でもそうだったかもしれません。本当に声をかけていれば何とかなったんじゃないかなというのが本当に悔やまれて仕方ないと思います。本当に積極的に相談してくれる子なんてまだいいですけどね。そうじゃない場合が多々あります。

そういう意味で、国ではスクールソーシャルワーカーというんですかね、支援員ですけども、現在1,500人から1万人にふやすと言いましても、全国の学校の数からしたら全然足りないわけですけど、そういう支援員みたいなスクールソーシャルワーカーのような、そういう存在というのは弥富市の中では現状どうなんでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 私どもでは、スクールカウンセラーと言っておりますけど、現在中学校と大規模な拠点の小学校については県費で派遣されております。またそれ以外の小学校につきましては、一定の時間数でございますけど、市費でスクールカウンセラーを配置しております。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） おればということで、今のところそういう学校関係で、そういう子供さんが相談をしなきゃならないような状況、きのうの山口議員のお話では虐待ないしネグレクト的なことというのが一部報告をされておりました。そういうことが学校教育の中で発見できる、なかなか子供さんからいじめられているんですなんて言えないですから、何とか見つけ出して、大事に至らない状況をつくってあげなきゃならない、そのように思います。

この横並びのスクールソーシャルワーカーを設置するというものよりも、本当に学校現場の先生方とまた地域の方、保護者の方、いろいろ相談をされて、必要な措置をとっていただきたいと思います。

続けて質問させていただきます。

2007年4月、改正学校教育法が施行され、小・中学校等においても特別支援教育を推進することが法律上明確に規定をされました。文部科学省が2012年の12月に行った調査によりますと、通常学級に在籍をする知的発達におくれはないものの、学習面やまた行動面で著しい困難を示すとされた児童・生徒の割合は何と6.5%になっており、30人のクラスに1人か2人は該当する児童がいるという計算になります。

近年、発達障がいのある児童・生徒が増加傾向にあり、弥富市においても発達障がい、あるいは発達障がいの疑いのある児童・生徒が何人いるのか、現状を把握し、適切な対応を考えなければなりません。

学級担任への負担も大きく、通常の学級に在籍をする発達障がいのある児童・生徒に対する支援の充実については全国的にも急務となっております。

そこで、増加傾向にある発達障がい児生徒に対する現状と認識、対応について伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部教育部長。

○教育部長（服部忠昭君） 増加傾向にある発達障がいの児童・生徒に対する認識と対応についてお答えさせていただきます。

現在、市内の11の小・中学校で22学級の特別支援学級で71名が在籍しております。それ以外に、障がいが比較的軽い児童が普通学級で授業を受けながら、障がいに応じた指導を受けることのできる、通級指導教室と言っておりますけど、こういったものが市内全体で2校、日の出小学校と白鳥小学校に設置されております。

しかしながら、各学校で県が配置する特別支援学級の配置職員のみでは対応が困難な場合もございますので、複数の児童・生徒が在籍する学校については、市単独の臨時雇用の支援員を一定時間、半日ほどでございしますが、雇用し、対応しております。

発達障がい児に対しては、通級指導教室への指導が有効かと思いますが、先ほど申しましたように、通級指導教室が日の出と白鳥の2校のうちでございしますが、大規模校でございします日の出小学校では、特別支援学級在籍以外にも普通学級に発達障がい疑われる児童・生徒が多く、小学校全体では119人ございます。1クラス平均で1.4人、小学校の通常クラスの全体で4.8%の率となります。また、中学校全体では発達障がい疑われる者は58人おります。1クラス当たり平均で1.7人、中学校の通常クラス全体で、平均でございしますが4.6%になります。

他校から、先ほど申しました通級指導教室に通うことが一番よろしいんでございますが、先ほど申しましたように、現実的には困難な状況でございしますので、授業のあいている先生や先ほど申しました市の臨時雇用の支援員などを含めて対応しております。今後につきましても、通級指導教室の拡充を県に求めていると考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今は小学生の児童というような形の範囲でお話をさせていただきましたけれども、過日、定期的に開催をしておるわけでございますが、保育所の所長とのいろいろな会議をする機会がございます。そうした中で、この発達障がいの子供さんということに対して、今、保育でお預かりしている子供さんは弥富市9保育所で約1,100名お預かりしておるわけでございますけれども、先生、保育士だとか、あるいは所長が判断する発達障がい児は約1割、100名ぐらいお見えになるというような状況でございます。

こういった問題に対しても、保護者の方とよく御相談を申し上げながら、家庭でのさまざまなことに対する、子供に対していろいろとまた愛情も含めて、注いでいただきたいわけでございますけれども、いろんな環境のもとの中にそういう子供さんたちが多くなっているということでございます。

多くは小学校、中学校へ進むにつれて相当改善されるとは伺っておりますけれども、しかし我々としても、学校等を中心にしっかりと面倒を見ていかなきゃいかんと。

もう1つ、実は保育所等で所長さんが大変お困りなのは、いわゆるアレルギー体質をお持ちの子供さんが非常に多くなってまいりました。これは先回の打ち合わせ会議では15%ぐら

いの方が、150人前後の方がアレルギー障がいは何らかの形で持ってみえるということでございます。これも大変、実は調理員さんとかさまざまな給食に関する人たちに対して、非常に神経細かく対応させていただいているところでございます。もちろん保護者の方においても、そういったことに対しては、うちの子供はという形で事前に教えていただくわけですが、いずれにいたしましてもアレルギー体質の方が非常に多くなっているということが、今保育所運営の中においても非常に大きな課題になってきているということも、この機会に少しお話をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） それでは、今、市長からる保育所の今の現状の問題もお聞きをしまして、その前の部長の、今小学校の現状で、全国で6. 数パーセントという話だったんで、それでも1クラスに1人から2人おるというこの現状に本当に驚くんですけども、その支援体制というのは児童課長、お話できますか、内容はどんなものかというのは。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） 今回の地方創生交付金の対象といたしまして、また後で御説明をさせていただきますけれども、今回最終日に補正予算ということで御提案させていただきます。

内容といたしましては、その中で先ほどもちょっとお話がございましたように、外国人のお子さん、小学校の中でもお見えになりますし、もちろん保育所の中でもお見えになるわけでございます。その中には、御両親が外国人の方で、お子さんも日本語が全くわからないというような方もたくさんお見えになるわけでございます。

今まで、保育所ではそのような日本語の指導みたいなことはしておりませんでしたけれども、今後、来年度におきましては日本語の指導、生活指導ができる、そういった支援者の養成というようなことをやっていく予定でございます。その養成講座を受講した支援者の方に保育所に行っていただきまして、日本語の指導、生活指導をしていただく予定でございます。

また、そのほかの事業といたしましては、近年、子供の体力低下が懸念されておるところでございますので、今まででも保育所の中でそういった運動遊びはございましたが、専門的な指導ができる講師をお願いをいたしまして、体力アップできるような、基礎体力がつくような、外遊びの授業といたしますか、そういった指導もやらさせていただきたいと思っております。

あとは、ちょっと今のお話からは外れるかもわかりませんが、弥富市におきましては、現在、防災・減災、そういったものが重要な課題でございます。そうした中で、避難する場合に保育士が先導するわけでございますけれども、そういった先導する際に、携帯端末みたいなものがございまして、それを操作することによって避難する位置情報といったもの

とか、メール情報を発信できるようなものを考えております。

大体、主な内容は以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） るる政策があるんですけれども、先ほど市長も御指摘があったように、発達障がいというものが、治るものがほとんどなんですよ。治るものなんですけれども、起こる原因というものが実は問題じゃないかなと。先天的なもの、遺伝的なもの、後天的なものがあるそうです。お医者さんの話を聞きますと、それはやはり家庭環境であったり、社会環境であったり、ドラマとか、余り言いたくはないですけど、ゲームの中でのトラウマであるとか、本当に子供さんというのはすごく感受性が豊かでして、いろいろな刺激がありますと、それが現実なのか、バーチャルなのか、心の中では整理がつかないまま心身に支障を来してしまう。認知力に要は隔たりが出てしまうというのが今の発達障がいが多い症状だそうです。

ただし、これは生活習慣を変えることで大きく改善をしていけるということも出ていますし、必ず治療にも向かえるということになっています。

何と言いましても、治る治らんというよりも、普通の生活していけばもう治ると。病院に行けば、はっきり言って病名をつけられてしまいますので、それをネガティブに考える必要は私はないと思います。ただ、それをわからずに、低学年とかになってきますとうまくコミュニケーションがとれないと、それが本人にとってもトラウマになるでしょうし、また客観的に見ればいじめにもつながる要素が多分にあると。だからこそ、やはり支援をする体制というのが重要でありまして、それは先ほど部長からお話があったように、市としても対応を、苦慮しながらでも今後は対応していく、そのような理解でよかったですよ。

何にしても、今回の教育委員会制度というものが、責任の範囲と権限の授与だけではなくて、本来の今まであったさまざまな事件事故を勘案して、弥富市の教育、弥富市で子供が受ける教育環境の整備、教育していく本当のコミュニティという上での整備というものが充実したものとなって、生き生きと明るい弥富っ子が育っていくように祈りまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二。

通告に従いまして質問させていただきます。

27年度の一般会計予算と若干、議案に提出されている21号議案にもかかってくる可能性もあるんですけれども、交通システム全般ということで御質問させていただきます。

最初に、コミュニティバスのことを伺いたいんですが、今回コミュニティバスの予算が9,339万7,000円ついております。前年度は、これが1億490万9,000円ということで、予算概

要説明では、この印を見ると、継続という形はもちろんなんですが、現状維持ということなんですが、予算的にみれば1,000万円減っておることになるんですけれども、まずこのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） このコミュニティバスの協議会の負担金が減っておるということの御質問でございますが、これにつきましては、今のバスを購入して、その5年償却ということで、5年で要は分割して負担しておるという中で、5年が過ぎたということで、バスの購入に対する償却が済んだということで減っておるので、別に本数を減らすとか、そういった形の対応ではございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そういうことであれば、これについてはいいかなと思うんですけれども。

それで、コミュニティバスというのは前々からたくさんの議員が指摘されて、なかなか使いつらいものだという事で皆さん自身も感じていると思うんですけれども、例えば仮に具体例でいきますと、一番ネックとなるのは十四山東部であったり、もしくは栄南の地方であったりするわけなんです。仮に十四山東部の竹田のほうから、じゃあ病院に行きたい、もしくは買い物に行きたい、こういう人たちがいると思うんですよね。特にあの地域の方々は高齢化率も高い状況になっているので、そういう方も多いと思うんです。これが、例えば竹田のほうから病院に行くとなると、朝8時18分のバスか、朝10時8分のバス、この2本に限られるんですね。そして、8時に出発すると病院に着くのは8時48分、30分で着くと。この辺はまあまあいいかなと思うんですが、これが帰ろうとすると、次のバスを見ると9時39分にはあるんですけれども、ただ8時48分に着いて、病院で診察を受けて、9時39分に乗れる可能性というのは極めて低いので、これを過ぎすと14時29分という状況になります。

ということで、基本的には10時8分を使って、10時38分に到着して、2時29分に乗って帰るという形の1択に迫られるんじゃないかなと思っておりますが、そういう意味では1日1本しか病院に行くルートがないということが言えます。

また、これは病院なんですけど、買い物に行こうとすると、同じく8時18分に乗れば、これは福祉センター経由ということで、現実には余り使われないと思うんですけれども、可能性として上げさせていただくと、8時18分に乗れば、例えば十四山にあるスーパーであるピアゴに到着しようと思うと、9時52分なんですね。だから、こういうのは基本的に使わないと思うんです。そうすると、これを過ぎるとどういことができるかということ、今度は昼の1時、13時4分という中で、これは1時20分には着くと。それだったら普通に利用される範囲であろうかと思うんですけれども、そうすると、じゃあ1時20分に着いた方がいいけれども、

帰りはどうなるんだということで模索すると、帰りは14時42分ですね。1時間20分ぐらいの買い物時間ということで、健康な人であればささっと買い物を済ませて、行くことができるんですけども、コミュニティバスを基本的に使うということであれば、基本的に車に乗れない、もしくは自転車に乗れない、こういう方々が多いかと思うんですね。そういう方々が1時間20分の買い物でさあっと済ませられるかと。これまた疑問なんですけど、ただこれに乗らなければ帰りがないんです。こういう現状を知っていただきたいと思っております。

もちろん土曜日もあるんですが、同じような状況になっております。

そうしますと、このコミュニティバスがいかに使いにくいということがわかるかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） このコミュニティバスにつきましては、地域公共交通活性化協議会におきまして、毎年公共交通調査を実施いたしまして、効率的な運行を目指し、さまざまな改善を行っているところでございます。

今、那須議員から御指摘の件もありますし、ほかさまざまな御意見はあります。しかしながら、そういった方の御意見を全部くみ取ってルートを決めようと思ったときに、非常に今のバスの台数とか、そういったものにおいては限界もございます。

中期財政計画においても示してございますとおり、この地域公共交通、コミュニティバスに関しても中・長期的に見直しを図っていく中で、今現在の委託料をふやさない範囲でさまざまな改革を目指していこうとは思いますが、例えばバスを1台ふやすとなると、かなりの費用が発生してしまうことにもなりますし、なかなか全ての皆様方の使い勝手のいいようにするには限界もあることも御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） コミュニティバスの現状は、私としても理解しておるところでございますし、ただ本当に地域住民の交通を考えるのであれば、要するにコミュニティバスだけではこれは対応しきれないんじゃないかということがここで見られると思うんです。

そうしますと、じゃあ別の方法を模索させていただきます。例えば、議案にも上がっているんですけど、これはちょっと別かもしれませんが、第21号で包括的支援事業、多分海南病院に設置されるものだと思うんですけども、こういう中で医療サービスまたは福祉サービス、権利擁護のため、必要な援助を利用できるように導き、介護保険各被保険者が可能な限り住みなれた地域において、自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないという取り組みでございます。

要するに、自立支援を促進するために、じゃあこの機関が買い物支援をやるかと言われれば、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 福祉施策という観点では、心身障がい者の方の福祉の増進を目的に、心身障がい者福祉タクシー料金助成事業、要介護認定や要支援認定を受けた方など、1人で移動できないなどの制約のある方を対象に高齢者等の福祉タクシー料金助成事業を行っております。

この福祉タクシーと公共交通の組み合わせにつきましても検討いたしました但、同じ制度として一本化することは困難であると判断いたしまして、福祉施策と公共交通を切り離して実施しているところでございます。

先ほども答弁いたしましたが、このコミュニティバスにつきましてもは、市民生活と地域を支える持続可能な地域公共交通の確保、維持を図り、より利便性の高いバスの運行を目指してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、なかなかこれも使えない状況になっているんですね。

そうすると、じゃあ本当に車に乗れない人、十四山東部や栄南地域、またはバスが通っていないところに住んでいる人はどうすればいいのかというと、仮にヘルパーさんが病院に送り迎えするのかと、または買い物へ送り迎えするのかと言えは、それはできないことになっていますよね。

そして、また新たな方法を考えると、今回、昨年来からでき上がりましたささえあいセンターが弥富市にはそういった方への支援であります但、じゃあこのささえあいセンターで病院の送り迎え、または買い物の送り迎えができるのかどうか。まず一旦お答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お尋ねの件でございますけれども、ささえあいセンターにおきましても移送に関する業務は行っていないのが現状でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうなんですよね。私も、福祉輸送という形の中で、できないということで認識しておるものですから、この手段も使えないということなんです。ところが、同じく、ちょっと話は変わるんですけども、子供の視点に移すと、ファミリーサポートのほうは、例えば塾に送り迎えはできるということで聞いておるので、ここでは何で子供がよくて何で高齢者はできないのかというのは不思議なところではあるんですけども、そういったところで、ぜひ今後の改正等がございましたら、そういった動きに敏感に対応して、できるようになれば、多少はこうしたお年寄りの方々でも日常生活の助けになるんじゃないかと思うんですが、それはまた先の話でありますので、ここではそんなにあれなんです但、ではもう1つ最後の手段として考え得るのはタクシーという方法がございします。

このタクシーは、例えば心身障がいの方では年間48枚のチケット、これについて予算が出ておりますよね。今年度で言うとも747万2,000円という心身障がい者の48枚については予算が出ておりますし、高齢者の方については、今度は48枚ではなく24枚ということで、538万4,000円という予算がついておるかと思います。

このタクシーを利用して買い物に行こう、病院に行こうとすると、例えば高齢者の方ですと24枚しかないわけですね。この24枚、1カ月に換算しますと2枚ということですよ。しかもこの2枚というのは、要するに行って帰ってくる往復1回分だということになるんじゃないですか。そうすると、1カ月に1回しか買い物、もしくは病院に行けないことになるんじゃないでしょうか。その点はどうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） まず、議員の言われている方がどういう方であるかというのは、ちょっと私が今、理解できないところがあります。

例えば、介護認定を受けてみえる方であるとか、それから障がいのある方であるとかというふうな方のことを言っているのか、そうではなくて、もっと広い範囲で、ある程度自分での動きが難しくなっている方全体を捉えているかということで、このお答えも変わってくるのかというふうには感じております。

以前、議員からお話いただいたのは、タクシーチケットをふやせないかという話は前も伺ったような気がいたしますけれども、そのときもお答えとしましては、現段階ではそのようなことは考えていないというお答えをさせていただいている覚えでございます。

それで、例えば今言われているような障がいの方でありますとか、介護の必要である方ありますとかという方でありましたら、例えばささえあいセンターにおいて、お買い物をするというのが非常に楽しみであって、現場に行きたいという気持ちはわかるんですけれども、買い物代行という形のことではできるわけです。一緒に付き添っては行けませんけれども、できます。ですから、そういったような制度が使える方もあります。そうじゃない方については、どの程度の健康状態であるかというようなこともありますので、そういったもし個別のものがございましたら教えていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 確かに、買い物についてはそういった代行ということがあるのも承知をしておりますし、だけれども病院についてはそうはいかないという部分もありますので、私が最初に前提を言っていなかったもので申しわけなかったんですが、要するにそんな重度ではないけれども、車が乗れなくなったら、基本的には移動手段がなくなってしまうということなんですね。ですから、まずタクシーチケットの補助、今高齢者の方は24枚ということであるんですが、これは心身障がい者は48枚もらえることになっておりますけれど

も、せめてそういった48枚分に切りかえるということで考えることはできないでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） これも前回お答えしている内容かと思いますけれども、現実的に実際に利用率はどのぐらいかという話になりますと、50%以下、請求があつて発券した方についての50%程度ということでございます。このような状況を鑑みまして、現段階におきましては枚数をふやすということは考えておりません。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、使用されているのが50%以下ということでございましたが、これはわかり切ったことなんですけれども、例えば先ほど言いました本当に大変な地域に住まれている十四山東部や栄南地域で言えば、このタクシーチケットを使ったとして、じゃあ例えば海南病院に行きました。そうすると、その持ち出し金というか、チケットでは補填できないものは自分の懐から、わずかな年金から出していくことになると思うんですけど、それが一体幾らかかるのかということで、東部の方々に聞いたところによると、1,000円、2,000円と、片道ですよ、足が出てしまう。そうすると、往復3,000円から4,000円かかることになるんですね、チケットを使ったとしても。こういった状況で、例えば年金が仮に満額出ているとして、国保です。6万円とかいう金額の中から病院1回につき交通費だけでそんなに払えるものではないと思うんですが、そのあたりについてはいかがでしょう。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 今のお話を伺っていますと、例えばそういう方に対してはどうだというお話かと思います。基本的にまだ現役で暮らしていらっしゃるような方もありますし、他に収入のある方もいらっしゃるかと思います。ですから、それを一くくりにしてお話をするというのはなかなか難しいところもあるのかなとは感じております。

いずれにしても、もしそういう方がいらっしゃったらどういう形がとれるのかというのは、やはり個々の段階で考えていくべきだと思います。例えば、よりたくさんの、多分公共交通の場合ですとバス停をつくれればいいというような考え方をした時期もあったかと思います。ただ、それだけでは対応できないというようなこともあって、今タクシーでのお話にもなっているかと思いますけれども、現実的にどのような状況の方がどのようにあるか。

その中で、例えば先ほど言いましたささえあいセンター等で、これも使える方の条件はありますけれども、そういった中で、こういった制度なら使えるんじゃないかとか、そういったものを相談させていただくほうが、私は現実的ではないかと。一律にタクシー券の枚数をふやす、また今言われたようにタクシー券の使用限度の金額を上げるというようなことを一律的に考えるよりは、恐らく議員はそういった方の御意見、どんな状況かも御存じの中で御質問いただいているかと私は思っておりますので、そうであるならば、個別というのはお

かしな言い方ですけれども、この辺の地域の方でこういう方がいらっしやって、こういうような状況ですと。そこの中での足の確保は何とかならないのかというようなことを提案していただければ、それに対して、じゃあ市としてはどういう方策がとれるのか、今ある制度をどうやって使っていけるのかといったようなことを、やはり一緒に考えていけるんじゃないかと思いますので、その辺のお知恵のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○４番（那須英二君） 現実的には、例えば近所の知り合いの方が連れて行ったりとか、そういうことで対応されていることもあり、それは共助の精神ですばらしいと思うんですけども、ただ、必ずしもそういう人がいるわけではないので、個人によってはですね。だから、そういった部分において、交通権の問題として、やっぱり市もしっかりとした考え方を示していかなければならないんじゃないかということなんです。バスにしたってそうなんですけれども、要するにこれは乗っている人たちのアンケートを今とられて、バスの満足度みたいな形でとられているんですが、そういうことではなくて、やっぱり市でもどこにどういう人がいて、どう困っているのか。これは本格的な調査が必要だと思うんです。教えてくださいじゃなくて、やっぱり市からしっかりと調査をいたしまして、市民の足の確保、そして特に病院に行けない、買い物に行けないとなったら命の問題にかかわってくることになるので、そうした重要な移動手段の確保をぜひとも今後考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） ちょっと越権行為になりますけど、去年までその仕事をやっておりましたので、公共交通のバスの関係でお話しさせていただきたいと思います。

例年、ことはちょっと件数は減っているかと思いますが、約2,000件のアンケート調査を行っています。これにつきましては、バスに乗られた方に対する調査もございますけれども、それ以外に無作為で抽出させていただいたデータによって人を選ばせていただいて、その方々の御意見を伺っているのが現状でございます。

その中で、今のお話から言いますと、ひょっとすると全戸調査をしろというような話まで私は感じてしまったわけなんですけれども、そういうことまではないですけれども、実際データ的に確立されている2,000件というものをとっております。その回収率等はございますけれども、そういった中で、意見については先ほど言いました公共交通の活性協議会の中で審議させていただいているということでございます。

いろいろな御意見があるかと思います。今言われたように、実際にどなたもその方に交通権としての助けができない方もいらっしやるかもわかりませんが、そうじゃない方も

多数いらっしゃると思います。ですから、その方々を1つにまとめて、こういう施策をしましょうというのは、先ほどから申しておりますけれども、ちょっと難しいところがあるのかなあと思っておりますので、もし個別であれば、先ほども申し上げましたけど、相談いただければ、それに対してどういう制度ができるのかということも含めて考えていけるかと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そういう事例があればということでお話しさせていただいたつもりなんですが、例えば本当に車に乗れない人で竹田の地域に住んでいる人が、じゃあ実際どうしたらいいのかということで、そのバスの事例であったり、タクシーを想定した事例であったり、お話しさせていただいたつもりなんですが、そういった方々が、いざじゃあどうするのかということを市として今後考えてほしいということでございます。

あとは、今のに対しては繰り返しになると思うので、今後しっかりとそういった部分を踏まえて考えてほしいということで、そこは終わりました、これはまた別個の話というか、かわりはあるんですけども、1つありますが、例えば西尾張中央道より東、要するに十四山東部の方々、先ほど申し上げたとおり高齢化も進んでいる地域でございますけれども、この間、知事選挙と市長選挙は無投票ということでもございましたけれども、がありました。こちらの地域の投票率というのは市全体から見ても高いところになっております。私、開票立会人とかもやっておりますので、それはリアルにわかるんですけども、ただ竹田の投票所がなくなりましたので、今まで歩いて行けた方々が行けなくなって困ったということも聞いておりますので、ぜひともそうした部分においても、投票所の復活であったり、もしくは竹田の公民館からシャトルバスみたいな形で出すとか、そういった対応も必要かと思うので、ぜひともこれは要望しておきますので、よろしくお願い申し上げます、私の質問は終わります。

○議長（佐藤高清君） ほかに質疑の方、ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 以上で質疑を終わります。

本案29件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時25分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 那 須 英 二

同 議員 三 宮 十五郎